

# 病院総合補償制度のご案内

リニューアル

- 病院(診療所)賠償責任保険
- 医療事故調査費用保険
- 介護サービス事業者賠償責任保険
- 医療施設機械補償保険

リニューアル

リニューアル

- 個人情報漏えい保険
- 医療機関向け役員賠償責任保険
- 現金・小切手運送保険
- 医療廃棄物排出事業者責任保険

リニューアル

## ● 経営ダブルアシスト・業務災害補償制度

※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。(2020年10月1日以降始期用)

リニューアル

## ● 長期休業補償制度

※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。(2020年10月1日以降始期用)

リニューアル

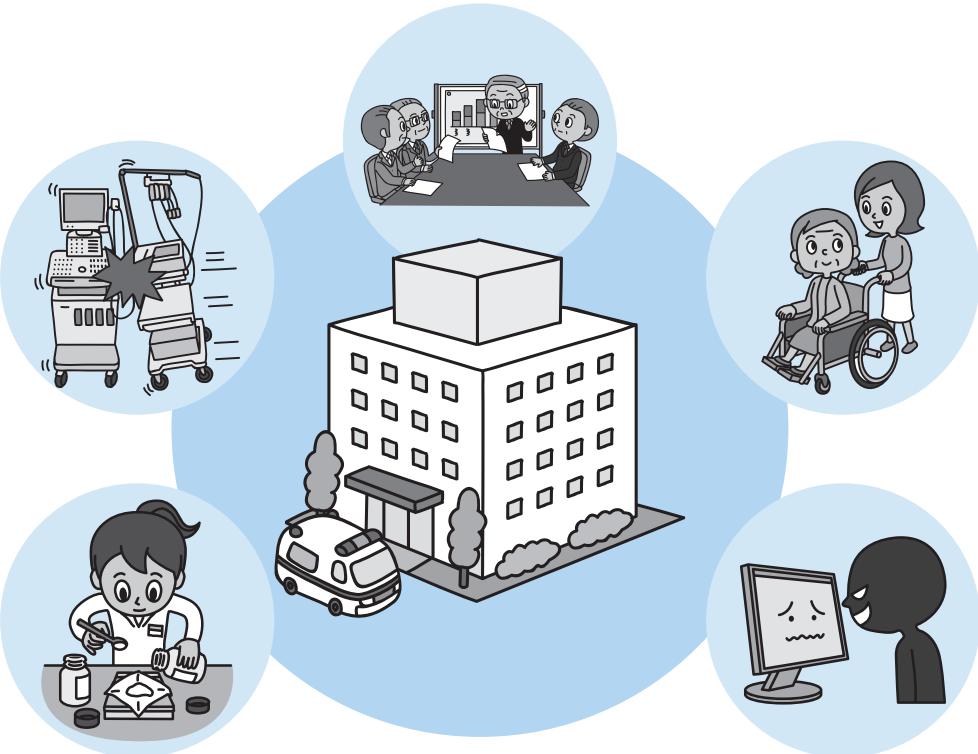
## ● 連帯保証人代行制度 スマホス

※連帯保証人代行制度 スマホスは全日病厚生会の団体保険契約ではありません。

NEW

## ● 職員総合補償制度

※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。(2020年10月1日以降始期用)



補償内容に変更のある種目があります。変更内容につきましては、各種目ページをご参照ください。  
ご不明な点につきましては、裏面連絡先までご連絡ください。

団体保険契約者：一般社団法人 全日病厚生会

取扱幹事代理店：(株)全日病福祉センター 引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)  
ご加入対象者：一般社団法人 全日病厚生会会員医療機関

# 目 次

ご加入のおすすめ .....	1
1. 病院（診療所）賠償責任保険（医師特別約款＋医療施設特別約款） .....	2
2. 勤務医師包括担保特約（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション） .....	6
3. 医療従事者包括賠償責任保険（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション） .....	7
4. 産業医等活動保険 （賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款）（（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション）） ..	8
5. 医療事故調査費用保険 .....	9
6. 介護サービス事業者賠償責任保険 .....	10
7. 医療施設機械補償保険（医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険） .....	12
8. 個人情報漏えい保険 .....	14
9. 医療機関向け役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯会社役員賠償責任保険）） ..	16
10. 現金・小切手運送保険（マネーフレンド運送保険特別約款付運送保険） .....	18
11. 医療廃棄物排出事業者責任保険（環境汚染賠償責任保険） .....	19
12. 経営ダブルアシスト・業務災害補償制度（業務災害総合保険） .....	20
13. 長期休業補償制度（総合生活保険(GLTD)） .....	21
14. 連帯保証人代行制度 スマホス .....	22
15. 職員総合補償制度 .....	24
ご加入方法について .....	最終頁

会員各位

## 病院総合補償制度ご加入のおすすめ

公益社団法人 全日本病院協会  
一般社団法人 全日病厚生会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊会運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

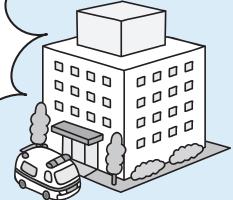
さて、医療の高度化、専門化に伴い医療事故の要因が増加する一方、患者の権利意識の高まりや価値観の多様化、情報開示の進展を背景に、医療事故を巡る紛争が継続的に多数発生しております。また、病院経営においては医療事故以外にも様々なリスクが存在しております。貴院におかれましても、既に、医療事故の防止、医療紛争の予防や様々な取り組みを実施されていることと存じますが、万全の体制をもってしても不測の事態が生じる可能性があり、その為に様々な損害保険をご手配されていることと存じます。

今回ご案内する「病院総合補償制度」は、病院向けに必要と考えられる各種リスクに対応する保険をラインナップしておりますので、年一回の手続きで各種損害保険を一度に手配することができます。病院経営においてはリスクに備えるための損害保険は必要不可欠なものであり、是非とも本制度にご加入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

# 1. 病院(診療所)賠償責任保険

(医師特別約款+医療施設特別約款)

団体割引  
20%適用

## 病院(診療所)賠償責任保険の特長

### ● 保険料団体割引20%を適用

全日病厚生会の病院(診療所) 賠償責任保険では団体割引20%を適用しておりますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。

### ● 病院・診療所を取り巻く様々な賠償リスクに対する補償

医療事故による損害賠償責任を補償する医師特別約款と医療施設に起因して起こりうる様々なリスクを補償する医療施設特別約款がセットされた補償となっております。

### ● 人格権侵害に関する補償を自動付帯

詳細は下記「人格権侵害に関する補償」をご参照ください。

## 病院(診療所)賠償責任保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

この保険では、以下の場合において被保険者が被害者に対して法律上の賠償責任を負担したことによる損害（損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます）に対して保険金をお支払いいたします。

#### 医師特別約款

被保険者または勤務医師・看護職等の被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因して、患者さんの生命・身体に障害が発生した場合。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、医療上の事故（患者さんの身体の障害）がご契約期間（保険期間）中に発見された場合に限られます。



- ①くも膜下出血の見落としにより、重度後遺障害を負った。
- ②過去の手術に際して使用したガーゼを体内に残し、その後の経過観察時に発覚した。

#### 医療施設特別約款

被保険者が所有・使用・管理する病院・診療所施設の建物や設備、病院・診療所業務の遂行もしくはその結果、または提供・販売した食品や商品等（以下、「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に患者さんや見舞い客等の第三者の身体・生命を害した場合（医療業務の遂行により患者さんに生じたものは除きます）、または財物を損壊した場合。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、他人の身体の障害または財物の損壊がご契約期間（保険期間）中に発生した場合に限られます。



- ①火事により、誘導ミスで逃げ遅れた入院中の患者さんがケガまたは死亡した。
- ②看護師が医療機械を移動中見舞客にぶつかり、見舞客にケガを負わせた。
- ③病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。

#### 人格権侵害に関する補償 (医療施設特別約款)

医療施設特別約款で対象としている、被保険者が所有・使用・管理する施設や業務の遂行もしくはその業務の結果、または生産物に関し、これらいずれかに伴う「不当な身体拘束」「口頭・文書・図画等による表示」（以下、これらを「不当行為」といいます）により、他人の自由・名誉・プライバシーの侵害（以下、「人格権侵害」といいます）が発生した場合。なお、この補償部分で保険金をお支払いできるのは、不当行為がご契約期間（保険期間）中に日本国内で行われた場合に限られます。また、医療行為に起因する人格権侵害については補償対象とはなりませんのでご注意ください。



- 病院の警備員が訪問者を不審者として公衆の面前で取り押さえ尋問したところ、入院患者の見舞い客であることが判明した。

## お支払いする保険金の種類、お支払い方法

医師特別約款

医療施設特別約款

### (1) 保険金の種類

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）
 

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
 

※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用
- ④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

## (2) 保険金のお支払い方法

P2①の損害賠償金については、その額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

P2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

### 医師特別約款・医療施設特別約款 共通

- (1) 契約者・被保険者の故意
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- (4) 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- (5) 被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、財物に対して正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任（医療施設特別約款において昇降機に積載した他人の財物には適用しません）
- (6) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (7) 排水、排気に起因する賠償責任
- (8) 医師、看護師、薬剤師、X線技師その他被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 等

### 医師特別約款

- (1) 日本国外での医療業務による事故
- (2) 名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任
- (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
- (5) 所定の免許を持たない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。）
- (6) 医療施設（設備を含みます）、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶、航空機等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等

### 医療施設特別約款

- (1) 病院・診療所等医療施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- (2) 被保険者が故意または重大な過失により法令に反して製造・提供・販売した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任
- (3) 自動車（検診車等）、原動機付自転車、航空機、医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (4) 〈人格権侵害に関する補償〉
  - ①被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
  - ②広告・宣伝活動、放送活動または出版活動等

## 被保険者について

対象事故が起こった場合に保険の補償を受けることができる方を「被保険者」といいます。

この保険の被保険者は、病院・診療所・介護老人保健施設の開設者（介護老人保健施設は医師賠償責任保険のみの加入となります）です。



### ご注意

勤務医師や看護職等の補助者が行った医療業務に起因して被保険者（病院・診療所の開設者・介護老人保健施設の開設者）が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分は、この保険の対象となりません。

病院・診療所に勤務される専門職向けに、そのような場合に備えた各種賠償責任保険をご用意しております。別冊のパンフレットがございますので、取扱代理店までお問い合わせください。（なお、後記2.3.の特約・オプションでの包括方式も可能です。ただし、個人でのご加入に比べて補償範囲は限定されております（勤務先医療機関に関する業務以外は、対象外となりますのでご注意ください）。

なお、発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師特別約款においては、勤務医師・看護師などの病院・診療所の従業員等の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、保険会社がこれらの方へ求償することがございます。



NEW

## 医療通訳サービス <自動付帯>

医師賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者（医療施設の開設者）の方のうち、病院・診療所・介護老人保健施設を対象としてご契約いただいている方にご利用いただけるサービスです。詳しくはP.25をご参照ください。

### 1 電話医療通訳

インフォームドコンセント対応

普段お使いの電話機から、スピーカーフォンあるいは受話器の受け渡しをご利用いただけます。また、電話回線の契約のないタブレットやスマートフォンからもインターネット回線を通じた電話通訳の利用が可能です。

### 2 機械翻訳

2機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットに「メディフォンアプリ」をダウンロードすることでご利用いただけます。  
※病院を対象とするご契約でのみご利用いただけます。診療所・老人保健施設の皆さまはご利用対象外です。

### 本サービスの特徴

- 国内最大級300名の医療専門通訳者が17言語に対応
- 専用アプリでの機械翻訳も利用可能、受付・会計などの外国人対応場面を支援
- 面倒な端末の購入・レンタルや設定などは不要、アカウント登録後、お使いの電話回線・スマートフォン/タブレットから即利用可能

団体割引  
20%適用

## 支払限度額・年間参考保険料

(下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。)

### <病院契約> (許可病床数 20床~)

タイプ	支払限度額				
	医師賠償責任保険 (医師特別約款) <免責金額:なし>		医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) (*1) <免責金額:なし>		
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき
おすすめ NEW 充実プラン 3K	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円
2K	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円
2D	2億円	6億円	2億円	20億円	2,000万円
G	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
K	1億円	3億円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
D	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円
C	5,000万円	1億5,000万円	1億円	20億円	2,000万円
B	3,000万円	9,000万円	1億円	20億円	2,000万円
A	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円

(\*1) 医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。

支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中ににつき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立病院開設者の方は、Aタイプのみにご加入いただけます。

### <診療所契約> (許可病床数 無床~19床)

タイプ	支払限度額					参考保険料 (診療所1施設あたり)	
	医師賠償責任保険 (医師特別約款) <免責金額:なし>		医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) (*2) <免責金額:なし>				
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	無床	有床
NEW 充実プラン 3L	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円	99,550円	142,660円
2L	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	80,820円	117,630円
H	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円	71,680円	105,330円
L	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円	62,400円	92,890円
F	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	61,870円	92,360円
M	5,000万円	1億5,000万円	1億円	2億円	1,000万円	44,080円	78,680円
E	100万円	300万円	1億円	2億円	1,000万円	6,890円	6,890円

(\*2) 医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。

支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中ににつき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立診療所開設者の方は、Eタイプのみにご加入いただけます。



#### ご注意

- 病床数は許可病床数です（稼動病床数ではありません）。
- 過去の事故歴や保険金請求等によって、上記保険料が割増となる場合がございます。
- 新規加入の場合は「ご質問書兼告知事項申告書」の提出が必要になることがあります。
- 介護老人保健施設につきましては、医師賠償責任保険のみの加入となります。医療施設賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。  
支払限度額も上記と異なります。勤務医師包括担保特約、医療従事者包括賠償責任保険も付帯できません。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
なお、施設の使用・所有・管理等に起因する賠償責任については、介護サービス事業者賠償責任保険にて補償されますので、お問い合わせください。
- 上記の保険料は概算です。引受に関しては、過去の損害率とリスク管理状況等を勘案して引受保険会社が個別に決定します。ご加入を希望される場合は別途お問い合わせください。
- 新たに介護医療院を開設した場合は、新規ご加入のお手続きが必要となります。

参考保険料（1病床あたり）							
一般病床					療養病床 (*3)	精神病床	結核病床 感染症病床
20～99床	100～199床	200～299床	300～499床	500床～			
19,698円	24,085円	32,543円	33,751円	35,017円	15,915円	1,607円	444円
16,389円	20,010円	26,991円	27,988円	29,033円	13,267円	1,520円	409円
16,204円	19,825円	26,806円	27,803円	28,848円	13,082円	1,247円	349円
14,542円	17,780円	24,022円	24,914円	25,848円	11,750円	1,191円	329円
12,888円	15,743円	21,247円	22,033円	22,857円	10,426円	1,147円	311円
12,831円	15,686円	21,190円	21,976円	22,800円	10,369円	1,064円	293円
10,987円	13,415円	18,096円	18,764円	19,465円	8,894円	1,015円	273円
9,997円	12,195円	16,434円	17,039円	17,673円	8,101円	988円	263円
2,327円	2,749円	3,563円	3,679円	3,801円	1,963円	784円	181円

(\*3) 介護療養型医療施設（介護療養病床）および介護医療院については、病床数（介護医療院の場合は定員数）に応じて、「一般診療所」または「療養病床」としてお引受けします。

## 保険料の算出について（ご参考）

割増引 (団体割引以外のもの) の適用対象	合計病床数が100床以上の病院
損害率による 保険料 割増引 (*3)	<p>〈割増〉 過去の損害率に基づき保険料割増率を決定いたします。ただし新規お申し込みの場合は、「ご質問書兼告知事項申告書」に基づき引受保険会社が個別に設定する場合がございます。(医師特別約款についてのみ)</p> <p>〈割引〉 所定の過去5年間に保険金のお受け取りがない場合、医師特別約款についてのみ優良割引が適用できることがございます。別途、「ご質問書兼告知事項申告書」のご提出が必要となります。</p> <p>(割引は全種類 (*4) の病床の保険料に適用されます。)</p> <p>(*3) 割引の適用に関しては引受保険会社が個別に決定しますので別途お問い合わせください。</p> <p>(*4) 全種類の病床とは一般病床、精神病床、結核・感染症病床、療養病床をいいます。</p>
損害率 算出式	<p>損害率は以下の計算式で算出いたします。</p> $\text{損害率(%)} = \frac{\text{成績計算期間中の保険金 (*5) の合計額}}{\text{成績計算期間中の保険料 (*6) の合計額}} \times 100 \text{ (小数点第3位以下切り捨て)}$ <p>(*5) 保険金：医師特別約款部分についてお受け取りがあった保険金（賠償金および争訟費用）</p> <p>(*6) 保険料：医師特別約款部分についての損害率による割増引を適用する前の保険料（全病床の保険料）</p>
成績計算 期間	 <p>契約年度が8年度目以降の場合は契約年度の前々年度より過去5年間で計算します。 契約年度が2年度目～7年度目の場合は別途お問い合わせください。 &lt;例&gt; 2021年2月1日更新の場合、2014年4月1日～2019年3月末日の5年間</p>

## <割増率テーブル表（8年度目以降の契約に適用）>

過去5年間の損害率	病床数区分			
	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上
100%～120%	20%	20%	30%	30%
120%～140%	20%	30%	40%	50%
140%～160%	30%	40%	50%	60%
160%～180%	40%	50%	60%	80%
180%～200%	50%	60%	70%	90%
200%～220%	50%	70%	90%	100%
220%～240%	60%	80%	100%	120%
240%～260%	70%	90%	110%	130%
260%～280%	70%	100%	120%	150%
280%～300%	80%	110%	130%	160%
300%～	個別にお問い合わせください。			

# 2. 勤務医師包括担保特約

(病院(診療所)賠償責任保険任意付帯オプション(医師特別約款))

団体割引  
20%適用

この特約は一般社団法人全日病厚生会の病院(診療所)賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

## 勤務医師包括担保特約の特長

### ● 団体割引20%を適用

病院(診療所)賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。

### ● 無記名包括方式での引受

本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される勤務医師全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。  
(ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。)

### ● 病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用

病院・診療所に勤務される勤務医師の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

## 勤務医師包括担保特約の内容

### 保険金をお支払いする場合

病院(診療所)賠償責任保険ご加入の医療施設に勤務する医師(非常勤医師、研修医含む)個人を被保険者とし、医療施設の業務として被保険者が日本国内で行った医療業務(往診等を含みます)に起因して発生した患者さんの生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いたします。

### お支払いする保険金の種類、お支払い方法

病院(診療所)賠償責任保険(P.2)の医師特別約款に準じます。

### 保険金をお支払いできない主な場合

病院(診療所)賠償責任保険(P.3)の医師特別約款に準じます。

### 支払限度額・年間参考保険料 (下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。)

タイプ		おすすめ	HL	HK	HJ	HI	HG
支払限度額(*1) (1事故/保険期間中) 免責金額なし		3億円/9億円	2億円/6億円	1億円/3億円	5,000万円/1.5億円	100万円/300万円	
年間参考保険料	病院 (1病床あたり保険料)	一般・療養病床	7,192円	5,936円	4,680円	3,901円	381円
		精神病床	1,770円	1,460円	1,151円	955円	94円
		結核・感染症病床	2,489円	2,054円	1,619円	1,346円	131円
	診療所 (1施設あたり保険料)	一般診療所(無床)	35,430円	29,240円	23,050円	19,190円	1,870円

(\*1) 病院(診療所)賠償責任保険でご加入いただいたタイプの支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません(除くAタイプ、Eタイプ)。



ご注意

病院(診療所)賠償責任保険で割増引が適用される場合は、勤務医師包括担保特約の保険料にもその規定に従い割増引が適用されます。また上記保険料は病院(診療所)賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



# 3. 医療従事者包括賠償責任保険

(病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション)

団体割引  
20%適用



この保険は一般社団法人全日病厚生会の病院（診療所）賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

## 医療従事者包括賠償責任保険の特長

### ● 団体割引20%を適用

病院（診療所）賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。

### ● 無記名包括方式での引受

本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される下記「被保険者となる医療従事者の範囲」の表の医療従事者全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、資格も明記した名簿を備えることにより常に対象となる医療従事者を把握できる状態にしておく必要があります。）

### ● 病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用

病院・診療所に勤務される医療従事者の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

## 医療従事者包括賠償責任保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

病院（診療所）賠償責任保険ご加入の医療施設の仕事として被保険者が日本国内で行った医療従事者としての業務（付随業務を含みます）に起因して発生した他人の生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

### お支払いする保険金の種類、お支払い方法

#### (1) 保険金の種類

病院（診療所）賠償責任保険（P.2）の医師特別約款に準じます。

#### (2) 保険金のお支払い方法

P.2①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。（被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。）

P.2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●法令に定められた医療従事者の資格を有しない者が行った業務

●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務

●美容を唯一の目的とする業務

●日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害 等

### 被保険者について

この保険の被保険者はご加入の医療施設に勤務されている下表記載の医療従事者です。

#### 被保険者（補償を受けることができる方）となる医療従事者の範囲

看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士

### 支払限度額・年間参考保険料（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

タイプ	おすすめ	HL	HK	HJ	HI	HG
支払限度額（*1） (1事故／保険期間中) 免責金額なし	3億円/9億円	2億円/6億円	1億円/3億円	5,000万円/1.5億円	100万円/300万円	
年間参考 保険料	一般・療養病床	2,354円	1,943円	1,532円	1,303円	226円
	精神病床	62円	51円	40円	34円	6円
	結核・感染症病床	26円	22円	17円	14円	2円
	診療所 (1施設あたり保険料)	一般診療所 (有床・無床)	11,140円	9,200円	7,260円	6,170円
(*1) 病院（診療所）賠償責任保険でご加入いただいたタイプの支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません（除くAタイプ、Eタイプ）。						

●上記保険料は病院（診療所）賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

# 4. 産業医等活動保険

賠償責任保険普通保険約款 + 嘴託医業務特別約款  
(病院(診療所) 賠償責任保険任意付帯オプション)



この保険は一般社団法人全日本厚生会の病院(診療所) 賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

## 産業医等活動保険の特長

- 現在の病院(診療所) 賠償責任保険では補償されない産業医等の活動リスクを補償  
産業医等の活動において、従来の病院(診療所) 賠償責任保険では対象外となる医療行為の「対象となる活動」に記載の業務(産業医、健康管理医、学校医、嘴託医としての職務活動)の遂行に起因して発生した不測の事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。
- 病院(診療所)に勤務する医師個人を包括的に補償することが可能(オプション)  
本オプションを付帯することで、病院・診療所の開設者だけではなく、病院・診療所に勤務される勤務医師の方々も無記名で包括的に被保険者とすることができます。(ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要があります。)
- 団体契約のみの専用補償  
病院・診療所のニーズにお応えして開発した団体向け専用補償です。

## 産業医等活動保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘴託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。ただし、事故に起因する損害賠償請求が、保険期間中になされた場合に限ります。



産業医の派遣を委託している企業の従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ、過去から狭心症があることから「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業が出来ないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより自分が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医を派遣した病院が賠償請求を受けた。

### お支払いする保険金の種類、お支払い方法

#### (1) 保険金の種類

##### ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

② 訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。

③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用

④ 引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用

⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

#### (2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

① 医療行為 ② 故意または重大過失による履行不能または履行遅滞 ③ 産業医等の嘴託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、業務の結果自体の改善もしくは修補、または業務に関する対価の返還 等

### 被保険者について

● 基本契約：病院・診療所の開設者

● 勤務医師包括担保特約(オプション)：病院・診療所に勤務する産業医等の嘴託医個人

### 対象となる活動

日本国内における嘴託医としての業務(嘴託医とは、法令によって定められた次の方をいいます。 ● 産業医 ● 健康管理医 ● 学校医 ● 児童福祉法に定める保育所等の嘴託医)

### 支払限度額・年間保険料

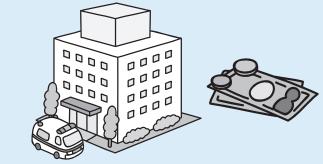
基本契約：嘴託医業務特別約款 包括担保特約：勤務医師包括担保特約条項

支払限度額(*1) (1請求／保険期間中) 免責金額なし	ご加入者	加入パターン	年間保険料
1億円/3億円	病院	基本契約	10,000円
		基本契約+包括担保特約(*2)	20,000円
	診療所	基本契約	5,000円
		基本契約+包括担保特約(*2)	10,000円

(\*1) 支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。

(\*2) 包括担保特約は、基本契約に加入した場合のみ加入いただけます。単独での加入はできませんのでご注意ください。

# 5. 医療事故調査費用保険



## 医療事故調査費用保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 医療事故調査制度<sup>(\*)1)</sup>において病院が負担する費用（実費）を補償  
遺体の搬送・保管費用や、調査委員会に参加した外部委員の謝金等が補償されます。
- 保険を利用して翌年度以降の保険料に影響なし

保険をご利用いただいでも翌年度以降の保険料に影響がございません（病床数や料率の変更が生じた場合は保険料に増減が生じることがございます）。

（\*1）医療事故調査制度とは

医療機関（病院・診療所等）において「予期せぬ死亡事故」が発生した場合、事故の原因究明・再発防止を目的とした院内調査を行うこと、ならびに民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）への報告を行い、情報収集・分析することで、医療界全体での医療の安全を確保する仕組みです。

## 医療事故調査費用保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

医療法に規定される医療事故調査費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。



中心静脈カテーテル挿入事故により予期せぬ死亡事案が発生した。医療事故調査制度の適用により、調査委員会の運営費用や報告書作成の謝金、支援団体への委託費用等が発生した。

### お支払いの対象となる医療事故調査費用

医療事故調査を行うために必要な次の費用をいいます。

- 死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用
- 死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用等
- 院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費

### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）が法令に違反することを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）
- 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害等

### 被保険者について

この保険の被保険者は記名被保険者（病院・診療所の開設者）および医療事故が発生した医療施設の管理者となります。

### 支払限度額・年間保険料

#### 【病院】

1 病床あたりの保険料		Aタイプ 支払限度額（1事故 <sup>(*)2)</sup> ・保険期間中） ：500万円	Bタイプ 支払限度額（1事故 <sup>(*)2)</sup> ・保険期間中） ：1,000万円
一般病床	1 - 99床	1,000円	1,100円
	100 - 199床	1,200円	1,400円
	200 - 299床	1,600円	1,800円
	300 - 399床	1,700円	1,900円
	400 - 499床	1,700円	1,900円
	500床以上	1,800円	2,000円
療養病床		800円	900円
その他病床（精神・結核・感染）		250円	300円

#### 【診療所】

1 施設あたりの保険料		Aタイプ 支払限度額（1事故 <sup>(*)2)</sup> ・保険期間中） ：500万円	Bタイプ 支払限度額（1事故 <sup>(*)2)</sup> ・保険期間中） ：1,000万円
無床診療所		4,000円	4,500円
有床診療所		12,000円	14,000円

#### 【保険料例（合計130床の病院の場合）】

##### 支払限度額500万円の場合

一般病床90床

90床 × 1,000円 = 90,000円

療養病床30床

30床 × 800円 = 24,000円

その他病床10床

10床 × 250円 = 2,500円

合計：116,500円

（\*2）同一の原因または事由に起因して発生したと推定される一連の医療事故であって、医療事故調査・支援センターに一つの事案として報告されるものは、発生の時もしくは場所または死後もしくは死産した人数にかかわらず、「1事故」とみなします。

●日本医師会①会員が管理者を務めるすべての診療所と199床以下の病院は、日本医師会の制度（支払限度額：500万円）で自動的に補償されています。補償額の上乗せとして追加でご加入を希望される場合やご不明点等ございましたら、取扱代理店または引受保険会社までご連絡をお願いいたします。

# 6. 介護サービス事業者賠償責任保険



## 介護サービス事業者賠償責任保険の特長

- 団体向けの保険料水準をご案内
- 介護サービス事業をとりまく様々なリスクを包括補償
- サービス利用者が新型コロナウィルスに感染した際の施設消毒費用等を補償
- 公的介護保険対象サービスの遂行に関する日本国内で発生した対人・対物事故やケアプラン作成・訪問調査のミスによる法律上の賠償責任等、様々な事故をカバー
- 公的介護保険対象外の居宅サービスによる事故や、ホームヘルパー養成研修中の事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任についても補償

## 介護サービス事業者賠償責任保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

①～⑥の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。

※④および⑥の事故については、保険金をお支払いるのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

#### ①対人・対物事故

施設（＊1）、仕事（＊2）（訪問看護業務を除きます）の遂行もしくはその結果または生産物（＊3）に起因する他の人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます）の損壊（＊1）記名被保険者が仕事の遂行のために所有・使用・管理する不動産・動産をいいます。（＊2）記名被保険者にかかる介護業務のうち、右ページ記載の対象となる業務について記載のものをいいます。

（＊3）記名被保険者が仕事に関連して製造・販売または提供した財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいます。

#### ②訪問看護業務事故

仕事のうち訪問看護業務の遂行もしくはその結果に起因する他の人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます）の損壊

#### ③管理下財物事故

管理下財物（＊4）の損壊・紛失・盗取・詐取（保険金をお支払いするのは、管理下財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。）

（＊4）記名被保険者が仕事の遂行にあたり使用・管理する動産をいいます。ただし、次のものを除きます。

- a.有価証券・印紙・切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）・証書・帳簿
- b.宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章
- c.稿本・設計書・雑文
- d.自動車・原動機付自転車・船舶・航空機
- e.動物・植物等の生物
- f.その他a～eに類する物
- g.被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物

#### ④人格権侵害事故

施設、仕事の遂行もしくはその結果または生産物に関する不当行為（＊5）に起因する他人の自由・名誉・プライバシーの侵害

（＊5）日本国内で行われた不当な身体の拘束または口頭・文書・図面等による表示をいいます。

#### ⑤行方不明時使用阻害事故

認知症またはその疑いのあるサービス利用者（＊6）が行方不明（仕事の遂行中に発生したものに限り、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。）となった場合に、その者の行為（行方不明中の行為に限ります。）により生じた不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限ります）に起因する他人の

財物の使用阻害（保険金をお支払いするのは、使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。）

（＊6）記名被保険者が仕事として遂行するサービスを利用する者をいいます。

#### ⑥経済的事故

居宅介護支援業務（＊7）の遂行に起因して要介護・要支援状態にある者または介護予防・生活支援サービス事業の対象者の財産に金銭上の損害を与えること（身体の障害・精神的被害または財物の損壊・紛失・盗取もしくは詐取によるもの）を除きます。）

（＊7）記名被保険者の日本国内における次の業務をいいます。  
・介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査  
・要介護・要支援の認定の有否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断・介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援上記のほか、（7）～（9）の費用についても保険金をお支払いします。

#### ⑦初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が支出した、身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、事故現場の取扱費用等の費用（詳細はお問い合わせください）のうち、事故対応に直接必要な社会通念上妥当なものについて保険金をお支払いいたします（賠償責任の有無が判明しない段階で支出し、結果として法律上の賠償責任が発生しなかった場合でも原則として補償対象となります）。

#### ⑧サービス利用者検索費用

サービス利用時間中にサービス利用者が保険期間中に日本国内において行方不明となった場合に、検索費用や職員派遣費用、謝礼金等、記名被保険者が負担した所定の費用について保険金をお支払いします。（保険金をお支払いするのは、警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。）

#### ⑨感染症対応費用

サービス利用者が施設において、食中毒および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または、指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発症したことにより、記名被保険者が負担した消毒費用や検査費用等の費用について保険金をお支払いします。（保険金をお支払いするのは、保険期間中に、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。）

## お支払いする保険金の種類、お支払い方法

### （1）保険金の種類

（a）法律上の損害賠償金 （b）賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用  
（c）事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 （d）引受保険会社の要求に伴う所定の協力費用  
（e）求償権の保全・行使等の損害防止・軽減費用 （f）初期対応費用 （g）サービス利用者検索費用  
（h）感染症対応費用

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また（b）（e）および（c）（f）の一部の費用も支出前に引受保険会社の書面による同意が必要となりますのでご注意ください。

### （2）保険金のお支払方法

#### 【上記①～⑥の事故共通】

#### 【初期対応費用】

（f）については、その実額の合計額に対して、「初期対応費用」の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用については、「初期対応費用」の支払限度額の内枠において、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。

#### 【サービス利用者検索費用・感染症対応費用】

（g）、（h）はそれぞれの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

#### ①各補償内容共通

● 保険契約者、被保険者の故意  
● 戰争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議、または地震、噴火、洪水、津波、高潮  
● 他人との特別な約定によって加重された賠償責任  
● 被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任  
● 核燃料物質、核原料物質、これらの汚染物質等の有害な特性の作用等に起因する損害  
● 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

● 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検査または診断書・検査書・処方せん等の作成・交付等の医療行為、または美容整形、医学的墮胎、助産または採血等の医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師が行うのでなければ人体に危害が生ずるおそれがある行為に起因する事故（ただし、法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）  
● 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故  
● あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故

## ②対人・対物事故

- 航空機、自動車または原動機付自転車等の所有、使用、管理に起因する損害
- 生産物、仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）または完成品等の損壊または使用不能等

## ③訪問看護業務事故

- 法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因する損害 等

## ④管理下財物事故

- 保険契約者・被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊・紛失・盗取・詐取
- 自然の消耗または性質による蒸れ・かび・腐敗・変色・さび・汗ぬれその他これらに類似の現象
- 管理下財物の使用不能（収益減少を含みます） 等

## ⑤人格権侵害事故

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます）
- 被保険者による採用・雇用・解雇に関して行われた不当行為
- 広告・宣伝活動、放送活動、出版活動 等

## ⑥行方不明時使用阻害事故

- サービス利用者が行方不明になることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故
- 無賃乗車または無錢飲食 等

## ⑦経済的事故

- 被保険者の支払不能・破産
- 被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証。ただし、これによって加重された賠償責任部分に限ります。
- 介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為 等

# 対象となる事業者について

- 介護保険法に規定するサービスを提供する事業者（福祉用具販売・レンタル、住宅改修または訪問看護のサービスのみを提供する事業者を除きます）
- 障害者総合支援法に規定するサービスを提供する事業者

（対象施設例：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等）

# 被保険者

①	加入依頼書に記名された上記「対象となる事業者」記載の指定事業者（法人・団体）（記名被保険者）
②	事業者（①）の理事・取締役その他法人業務の執行機関（事業者（①）が法人以外の社団の場合はその構成員）
③	事業者（①）の職員（使用人）（事業者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生（パートタイマー、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方を含みます。）も含みます。）
④	事業者（①）が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人

※医師である者を含みません。

# 対象となる業務（介護業務）について

補償の対象となる介護業務は、次のとおりです。

居宅介護サービス事業	●施設業務
	【介護保険法に規定される業務】 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の入居者に対する生活介護等</li><li>・通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護等</li><li>・地域密着型通所介護等</li></ul>
	【障害者総合支援法に規定される業務】 <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者支援施設等における生活介護・短期入所等</li></ul>
	●訪問介護その他の業務
	【介護保険法に規定される業務】・訪問介護、訪問リハビリテーション・夜間対応型訪問介護等
	【障害者総合支援法に規定される業務】・居宅介護、重度訪問介護、同行援護等
	【その他の業務】・配食サービス、家事援助サービス、外出介助サービス等
居宅介護支援事業	●訪問看護業務
福祉用具販売・レンタル	介護保険法に規定される居宅介護支援、介護予防支援等
住宅改修	【介護保険法に規定される業務】・特定福祉用具販売、福祉用具貸与 【障害者総合支援法に規定される業務】・補装具販売・修理

# 支払限度額・免責金額・年間保険料

## （1）支払限度額・免責金額

補償内容	補償限度額（支払限度額）		免責金額（1事故・1請求）
賠償責任	対人・対物事故（訪問看護業務を除く）	1事故・保険期間中	1億円
	対人・対物事故（訪問看護業務）	1事故／保険期間中	1億円／3億円
	管理下財物事故	貨紙幣以外(1事故)／貨紙幣(1事故)	300万円（＊）／30万円
	人格権侵害事故	1請求・保険期間中	300万円
	行方不明時使用阻害事故	1事故・保険期間中	500万円
初期対応費用	経済的事務	1請求・保険期間中	100万円
	初期対応費用	1事故	500万円
	うち見舞金・見舞品購入費用	1名	10万円
サービス利用者検索費用	1名	20万円	なし
	サービス利用者検索費用	1事故	
	うち謝礼金	1名・1法人	
感染症対応費用	100万円	5,000円	
感染症対応費用	1事故	100万円	

（＊）ただし、事故の生じた地および時における管理下財物の価額を超えないものとします。

## （2）年間保険料

売上高1万円あたりの保険料

○居宅介護サービス事業…8.6円 ○居宅介護支援事業……8.6円 ※福祉用具販売・レンタル、住宅改修を行う場合については別途ご相談願います。

<保険料計算例>

前年度売上高 1,500万円の事業者

○居宅介護サービス事業における売上 1,000万円：1,000 × 8.6 = 8,600円 } 合計 12,900円

○居宅介護支援事業における売上 500万円： 500 × 8.6 = 4,300円 }

●保険料はそれぞれ10円単位です。端数が生じた場合は1円単位を四捨五入し10円単位としてください。

原則として、最近の会計年度の売上高を保険料の算出基礎として業務内容などにより計算し個別にご案内する確定保険料で契約します。なお、ご申告いただいた売上高が最近の会計年度の実際の金額に不足していた場合はご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険料が削減されますのでご注意ください。

●訪問看護にかかる売上高は、居宅介護サービス事業に含めます。

●訪問看護、福祉用具販売・レンタルまたは住宅改修のみを対象としたお引受けはできません。

●ご加入の単位は①法人単位②施設単位のいずれかとなります。

# 7. 医療施設機械補償保険

(医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険)



## 医療施設機械補償保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 施設内の機械設備・装置を一括補償  
ほぼ全ての機械設備が補償の対象。手続きが簡単。
- 医療施設内の不測かつ突発的な事故による損害を補償  
(火災事故は補償されません。)
- 修理費等の損害に対する保険金支払い

機械設備・装置の修理費のほか、事故によって支出を余儀なくされた各種費用に対して保険金をお支払いします。



## 医療施設機械補償保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

医療施設内の稼動可能な状態にある機械設備・装置に次のような不測かつ突発的な事故(火災等を除く)により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。

- 従業員や第三者の運転、取扱上のミス、過失による事故
- 設計、製造または材質の欠陥による事故
- 保守点検不良による事故
- ショート、アーカー、スパーク、過電流等の電気的事故
- 回転機械の飛散、破壊事故
- 凍結事故
- 他物の衝突、落下事故
- 落雷事故
- 爆発、破裂(火災による爆発・破裂を含む)



MRIに入っていた患者が動いたことにより患者の頭を入れるヘッドコイルが損傷し、修理が必要になった。

### 保険の対象

#### 保険の対象となる主な機械設備・装置

治療用機器	●手術台 ●麻酔器 ●レーザーメス ●人工呼吸器 ●消毒器 ●歯科用ユニット 等
生体現象測定記録・監視用機器	●ベッドサイドモニタ ●集中監視装置 ●分娩監視装置 ●心電計・血圧計 等
空調・電気・給排水・衛生・消火設備	●温風暖房機 ●パッケージ型エアコン ●変圧器 ●ユニットクーラ ●非常用発電設備 ●給水・給湯設備 ●排水設備 ●消火設備 等
診断用機器	●X線診断装置 ●X線CT装置 ●MRI ●電子内視鏡 ●ファイバースコープ 等
厨房機械設備	●炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備 ●食器洗浄消毒設備 ●冷蔵庫・冷凍庫 ●湯沸かし器 等
情報処理装置・事務用機器	●パソコン ●コピー機 ●モデム・ルーター 等

ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機については、加入依頼書にこれらを含める旨を記載し、その分の保険金額を加算していただくことにより保険の対象に含めることができます。

#### 保険の対象とならない主な機械設備・装置

- 医療機器の体内挿入部位
- 歯科用診療台ユニットのホース
- X線管
- 器具類(鉗子・メス・聴診器・注射器等)
- 可搬式・移動式の情報処理装置・事務用機器
- マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置
- パキューム装置付属のモータ
- 基礎(アンカーボルトを含みます。)
- 炉壁(ボイラを保険の対象とする場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。)
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- コンクリート製・陶磁器製\*・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- \*碍子・碍管は保険の対象に含まれます。
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- ガスターイン装置
- 蒸気タービン装置

ただし、以下については保険の対象に含まれます。

■エレベータのワイヤロープ ■立体駐車場装置のチェーン ■生体現象測定記録・監視用機器、診断用機器、検体検査用機器、治療用機器、歯科治療機器、情報処理装置、事務用機器、集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類(X線管を除きます。) ■光学機器のレンズ、プリズム・反射鏡・スクリーンガラス ■変圧器または開閉装置内の絶縁油 ■水銀整流器内の水銀

※予備用の部品は加入依頼書に記載されていないときは、保険の対象から除いてお引受けいたしますが、お申込みがあれば保険の対象とすることができます。

# お支払いする保険金の種類、お支払い方法

## ●損害保険金（\*1）



(\*1) 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

修理費：	新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等。ただし、以下は修理費に含まれません。
(1)	国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
(2)	仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます）
(3)	損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
(4)	模様替えまたは改良による増加費用
(5)	損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
損害防止費用：	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用
保険対象外物件の復旧費用：	保険の対象の機械設備・装置の修理のために、取りこわした保険の対象以外のものなどの修復費用。ただし、1回の事故につき、300万円を限度といたします。
残存物価額：	修理に伴って残存物がある場合のその価額

## ●残存物取扱費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取扱費用に必要な取りこわし費用、取扱費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いいたします。

## ●安定化処置費用保険金

保険金を支払うべき事故により罹災し、保険の対象である機械設備・装置のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、引受保険会社が指定した会社にて安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用を1回の事故につき5000万円を限度にお支払いいたします。

## 保険金額（ご契約金額）の設定

本保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額（新調達価額）で設定していただきます。保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によってお支払いする保険金が削減されますので、保険金額が新調達価額に不足しないようにご加入ください。



## 保険金額（ご契約金額）の目安（ご参考）

### <病院・診療所一入院設備あり>

病床数（床）	9以下	20以下	40以下	80以下	160以下	300以下	600以下	1000以下
保険金額	1億2,100万円	2億3,000万円	3億6,800万円	8億2,500万円	16億4,500万円	29億4,800万円	54億6,900万円	85億2,100万円

### <病院・診療所一入院設備なし>

延床面積（m²）	100以下	200以下	300以下	400以下	500以下	600以下	700以下	800以下	900以下	1000以下
保険金額	6,000万円	8,000万円	9,800万円	1億1,600万円	1億3,200万円	1億4,900万円	1億6,600万円	1億8,200万円	1億9,700万円	2億1,400万円

●上表中の保険金額（新調達価額）には、ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機の価額は含まれておりません。これらを本プランの対象とされる場合は、その価額を加算する必要があります。

●リース物件を保険の対象から除外場合は、上記金額からそのリース物件の新調達価額を差し引いた額が保険金額の目安となります。

●リース物件を保険の対象に含める場合には、リース業者を被保険者に追加していただく必要がございます（この場合、加入依頼書にリース業者を追加する旨を記載願います）。

## 年間保険料

<年間保険料> 保険金額（新調達価額） 1千円当たり 2.35円

### （計算例）

・病床数150床の総合病院 ・ご契約金額（保険金額）15億円 損害率による割増引なし。

年間保険料 15億円（保険金額）× 2.35／1,000円 = 3,525,000円

保険料は10円単位です。端数が生じた場合は1円位を四捨五入し10円単位としてください。

### 保険料割増引

・更新契約においては、過去の損害発生状況により割増引を適用する場合があります。

# 8. 個人情報漏えい保険



## 個人情報漏えい保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 個人情報の漏えいまたはそのおそれによる起因する賠償リスクを補償
- 謝罪広告掲載費やお詫び状作成費用など各種費用も補償

## 個人情報漏えい保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

#### 賠償責任担保部分 (個人情報漏えい特別約款)

個人情報の漏えいまたはそのおそれによる起因して、被保険者に対し保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

#### 費用損害担保部分 (個人情報漏えい対応費用担保特約条項)

被保険者が保険期間中に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者による公的機関に対する文書による報告等やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に、個人情報の漏えいまたはそのおそれによる起因して被保険者が事故対応期間（被保険者が最初に事故（個人情報の漏えいまたはそのおそれ）を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間）内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。



PC内の検査所見を印刷するためデータをUSBに落とし、プリンター設置室でUSBを使用。それ以後の所在が分からず精神科の受診患者283名の氏名・生年月日・受診歴・検査所見が漏えいした。

### 対象となる「個人情報」・「漏えい」とは

#### (1) 本保険で対象とする「個人情報」とは

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの  
(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます)

②個人識別符号（\*1）が含まれるもの

(\*1) 個人識別符号とは、次のものをいいます。

a.マイナンバー b.運転免許証番号 c.旅券番号 d.基礎年金番号 e.保険証番号  
f.aからeまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

#### (2) 対象となる個人情報（例）

・紙に記録されている患者（個人）名簿 ・コンピュータ、データベース上で管理されている個人に関する情報 等

#### (3) 対象とならない情報（例）

・特定の個人を識別できないメールアドレス ・アンケート集計結果をもとに作成された個人を特定できない統計的な情報 等

#### (4) 本保険における「漏えい」とは

個人情報が被害者以外の第三者（\*2）に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

(\*2) 第三者とは、次のa～cのいずれにも該当しない方をいいます。

a.保険契約者またはその使用者 b.被保険者 c.保険契約者または被保険者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者またはその使用者



### お支払いする保険金の種類・お支払い方法

#### 賠償責任担保部分 (個人情報漏えい特別約款)

##### (1) 保険金の種類

○法律上の損害賠償金 ○争訟費用 ○損害防止軽減費用 ○緊急措置費用 ○協力費用

詳細につきましては、別冊「あらまし」をご確認ください。

##### (2) 保険金のお支払い方法

・法律上の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。  
・争訟費用・緊急措置費用・損害防止軽減費用・協力費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、争訟費用について、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

#### 費用損害担保部分 (個人情報漏えい対応費用担保特約条項)

##### (1) 保険金の種類

○謝罪広告・会見費用（マスメディアを通じて説明または謝罪を行うために支出する費用。説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）  
○お詫び状作成費用

○被害者への見舞金・見舞品購入費用（被害者1名あたり500円を限度） ○コンサルティング費用（1事故あたり500万円を限度（\*3））（\*4）・弁護士報酬費用（\*4）  
○コールセンター委託費用

上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員または使用者の交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。

(\*3) 費用損害担保部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して費用損害担保部分の支払限度額が限度となります。

(\*4) 引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものが対象です。また、「弁護士報酬費用」については、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。

##### (2) 保険金のお支払い方法

費用損害額の合計額から免責金額を差し引いた額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

# 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由等によって生じた損害に対しては保険金のお支払いはできません。

## 賠償責任担保部分・費用損害担保部分 共通

- 保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行為
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。 等

## 賠償責任担保部分

- 保険期間の開始前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害（「クレジットカード番号等漏えい」危険担保特約条項（オプション）」を付帯した場合には補償されます）
- 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版 等

## 費用損害担保部分でお支払いの対象にならない費用

- この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- 記名被保険者の役員に対する報酬・給与
- 被保険者が直接支出したものであるかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかを問わず、ネットワークを構成する機器・設備の修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用
- 謝罪のための金券購入費用のうち、保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券の購入費用 等

## 被保険者について

- 法人（記名被保険者）
- 法人の役員または使用者（ただし、法人の業務に関する場合に限ります。）
- 個人立の病院・診療所

## ご加入にあたって

- 保険料は病床数や年間売上高、施設数等で計算し個別にご案内いたします。なお、ご加入時の保険料にご申告いただいた数値が不足していた場合には、ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ご加入の単位は、法人単位です。

## 支払限度額

担保項目 タイプ	賠償責任担保部分 (*5) (*6)		費用損害担保部分 (*7)	
	支払限度額（1請求・保険期間中）	免責金額（1請求）	支払限度額（1事故・保険期間中）	免責金額（1事故）
A	1億円	10万円	3千万円	10万円
B	5千万円	10万円	2千万円	10万円
C	3千万円	10万円	1千万円	10万円
F (フリープラン)	〈10億円限度で設定〉	〈0～1千万円の範囲内で設定〉	〈賠償責任担保部分の同額以下で、かつ5億円限度で設定〉	10万円または「なし」

〈補足事項〉 (\*5) 個人情報の漏えいまたはそのおそれにより起因して被害者以外の者（被保険者を含みません。個人情報の委託元事業者等）が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、「費用損害担保部分」において支払う保険金の額と合算して、「費用損害担保部分」の支払限度額を限度とします。

(\*6) 保険期間中にご加入タイプを変更する場合において、その変更前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを認識していたとき（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）は、その事由に起因してなされた請求については、変更前または変更後の支払限度額のうち、いずれか低い金額を支払限度額とします。

(\*7) 見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、コンサルティング費用については、1事故あたり500万円をお支払いする保険金の限度となります。ただし、費用損害担保部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、費用損害担保部分の支払限度額が限度となります。

## 任意付帯（オプション）の特約条項（別途割増保険料が必要です）

e—リスク担保特約条項	被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、「コンピュータ・ウイルスの感染」「第三者による不正アクセス」または「被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし」により、発生した事故（他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害（*8））について被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります（なお、当特約の支払限度額および免責金額は、ご加入タイプの賠償責任担保部分と同じ（共有）となります）。
クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項	賠償責任担保部分で補償対象外である「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」を補償対象とします（支払限度額・免責金額はご加入タイプの賠償責任担保部分と同額（共有）となります）。
求償権不行使特約条項	損害発生の原因が委託先事業者（下請業者、運送業者等）にある場合に、保険金をお支払いした後に発生する委託先事業者に対する引受け保険会社の求償権を不行使とします（本特約条項の付帯には一定の条件がありますので、取扱代理店または引受け保険会社にお問い合わせください）。
法人情報漏えい担保特約条項	法人情報（*9）の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、被保険者が事故対応期間内に生じた法人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（詳細につきましては、別冊「あらまし」をご確認ください。）

(\*8) ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれにより起因するものは除きます。これらは所定の条件に合致する場合に基本契約（賠償責任担保部分）にて補償されます。その他、保険金をお支払いできない主な場合等、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受け保険会社へお問い合わせください。

(\*9) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

# 9. 医療機関向け役員賠償責任保険

(D&amp;Oマネジメントパッケージ (経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))



## 医療機関向け役員賠償責任保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 医療機関・役員に負担が生じる損害・費用を包括的に補償
- 医療機関のすべての役員（会計監査人は除く）が対象  
医療法人の役員全員（理事、監事）評議員（財団法人の場合）が補償対象となります。
- 雇用関係のトラブルや身体障害・精神的苦痛に関する損害賠償も対象  
個人被保険者自身にハラスメント行為があったという申立てに基づいてなされた損害賠償請求を除きます。
- 「社会福祉法人、一般社団（財団）法人、独立行政法人」など医療法人以外の法人も対象

## 医療機関向け役員賠償責任保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

医療機関の役員等が行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に社員<sup>(\*)1</sup>、医療機関または職員を含む第三者、議決権を有する社員<sup>(\*)1</sup>から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等に対して、保険金を支払います。

<sup>(\*)1</sup> 議決権を有する社員からの賠償請求は社団法人の場合に限ります。



#### 職員の不正

職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生した。役員としての監視・監督を怠つたとして、法人の債権者から損害賠償請求が提起された。

#### パワハラ・セクハラ

院内でセクシャルハラスメントを受けた女性職員から法人が再発防止策を講じないために精神的苦痛を受けたとして慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。

#### 長時間労働

医療過誤が発生したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにも関わらず問題を放置したのが原因であり、任務懈怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して損害賠償を請求された。

### お支払いする保険金の種類

役員に関する補償	●法律上の損害賠償金・争訟費用 ●その他の「役員費用」
法人補償に関する補償	●医療機関が役員の負担する損害に対して補償した場合の補償責任
法人に関する補償	●不祥事発生後の各種「法人費用」
その他の補償（役員・法人共通）	●緊急費用

補償分類ごとの補償項目等の詳細につきましては、別冊「あらまし」をご確認ください。

#### <保険期間延長（ランオフカバー）の特則>

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、保険期間末日から90日間の延長期間が適用されます。退任役員（初年度契約始期以降この保険契約の保険期間の末日以前に退任した役員であって、その後いかなる記名法人においても役員としての地位に就いていないもの）については、保険期間末日から10年間の延長期間が適用されます。ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限ります。

### 保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、以下により算出された金額をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額が限度となります。

支払限度額は、1記名被保険者ごとに個別に適用します<sup>(\*)2</sup>。

また、補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

<sup>(\*)2</sup> 法人外役員または役員の相続人に対して、お支払いする保険金を除きます。

$$\text{保険金の額} = \left( \text{被保険者が被った損害の合計額} - \text{補償項目ごとに定められた免責金額} \right) \times 100\% \text{ (縮小支払割合)}$$

#### 【個人被保険者に対してお支払いする保険金の額】

個人被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとかつ個人被保険者ごとに、上記算式により算出された金額をお支払いします。

# 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます
  - 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由（\*3）
  - 被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます）に起因する対象事由（\*3）
  - この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由（\*3）
  - ②次の事由は、すべての被保険者に適用されます
  - 加入者票記載の遅延及び日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由（\*3）
  - 初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由
  - この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由（\*3）
  - 戦争、内乱、変乱、暴動、騒ぎ、その他他の事変に起因する対象事由（\*3）
  - 汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由（\*3）
  - 身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（\*4）（\*5）
- （\*3）「対象事由」とは、後記あらましの「保険金をお支払いする場合」欄で各補償項目に付されている下線部をいいます。詳細はあらましをご参照ください。  
（\*4）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。  
（\*5）雇用関連損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。）については補償対象となります。ただし、侵害行為のうちセクハラ・パパ活・マタハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。（\*6）  
（\*6）身体の障害または精神的苦痛について、個人被保険者が負担する損害賠償請求については補償対象となります。（\*7）  
（\*7）社内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。

等

## 被保険者の範囲

次の方が対象です。

- ①個人被保険者（\*7）（\*8）（1）医療法人の役員（理事、監査）（2）評議員（財団法人の場合）（3）管理職従業員（\*9）（4）法人外派派遣員（\*10）上記の地位に基づいて遂行する法人の職務または業務に関する限りにおいて、個人被保険者とします。
- ②記名法人（加入者票の記名法人欄に記載された法人）
- （\*7）個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とみなします。
- （\*8）個人被保険者には、加入者票記載の遅延及び日以降に上記①（1）～（4）の地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中に上記①（1）～（4）の地位に新たに就任した者を含みます。
- （\*9）法人の理事会決議により医療法上の「重要な役割を担う職員」として選任された上記①（2）以外の者をいいます。なお、医療法以外の法令においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。
- （\*10）法人の要請または指示に基づき、記名法人以外の法人（以下「社外法人」）において役員の地位にある個人をいいます。米国上場企業、金融業を営む社外法人へ派遣される者を除きます。

## 支払限度額・年間保険料

### （1）支払限度額

補償項目（お支払いする保険金）		保険期間中 支払限度額（*11）	免責金額
役員に関する補償	法律上の損害賠償金	ご加入タイプの保険期間中総支払限度額 (5,000万円、1億円、3億円のいずれか)（*12）	なし
	争訟費用		
	役員費用	損害賠償請求対応費用	
		公的調査等対応費用	
		刑事手続対応費用	
		財産または地位の保全手続等対応費用	
		信頼回復広告費用	
法人補償に関する補償（*13）	法人補償	「役員に関する補償」と同額（共有）	
法人に関する補償	法人費用	法人内調査費用	1,000万円
		第三者委員会設置・活動費用	5,000万円
		提訴請求対応費用	ご加入タイプの保険期間中総支払限度額 (5,000万円、1億円、3億円のいずれか)
		危機管理コンサルティング費用	
		危機管理対策実施費用	
		訴訟告知受理に関する公告・通知費用	
		法人補助参加調査費用	
		法人補助参加費用	
		文書提出命令対応費用	
		役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	
その他の補償	緊急費用	500万円	

（\*11）上表の「保険期間中支払限度額」は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

（\*12）身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額の10%を限度に補償します。

（\*13）役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### （2）年間保険料

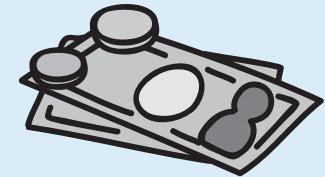
●保険料は直近の会計年度等の総資産額で計算いたしますので、加入依頼書にご申告ください。●ご加入の単位は、法人単位です。

タイプ	保険期間中 総支払限度額	総資産区分							
		3億円以下	10億円以下	20億円以下	50億円以下	100億円以下	150億円以下	200億円以下	200億円超
A	5,000万円	48,860円	49,490円	51,360円	55,530円	63,860円	71,570円	76,550円	個別に お問い合わせ ください。 （*14）
B	1億円	69,040円	69,930円	72,570円	78,460円	90,250円	101,120円	108,160円	
C	3億円	129,580円	131,240円	136,220円	147,270円	169,380円	189,810円	203,020円	

（\*14）総資産額200億円超の場合につきましては、取扱代理店もしくは営業課支社にお問い合わせください。

# 10. 現金・小切手運送保険

(マネーフレンド運送保険特別約款付運送保険)



## 現金・小切手運送保険の特長 ◆当該商品は中途加入はできません。

- お申し込みの手続きが簡単 輸送の都度、保険を手配する必要がありません。輸送・保管額が変動しても、支払限度額まで補償します。
- 事故により保険金をお支払いした後も支払限度額の削減なし
- 財産上の直接損害に加え、費用の損害についても保険金のお支払いが可能

## 現金・小切手運送保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

日本国内において「輸送中」・「保管中」の保険の対象について、保険期間中に生じた盗難、強盗、ひったくり、輸送用具の事故や施設の火災、爆発、風水災、その他偶然な事故（後記の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載する損害等を除きます）が発生したことによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。なお、本保険において対象となる「輸送方法」・「保管中」の定義は以下の通りです。これ以外の場合に生じた損害に対しては保険金をお支払いされませんのでご注意ください。

#### 「輸送方法」とは

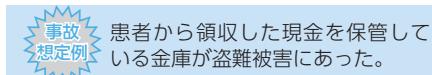
携行、書留郵便、貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便をいいます。

#### 「保管中」とは

「輸送中」に連続して、加入依頼書記載の事業所の保管建物または保管構内にある間をいいます。

本保険においては、上記の財産上の直接損害の他に以下の費用の損害についても保険金をお支払いたします。

- 拾得者が現れた場合には、遺失物法に規定する適正な拾得者への報労金
- 小切手等の事故に関しては、公示催告・除権決定の手続きに要した費用
- 再作成された場合には、再作成の費用
- 合理的に支出された損害防止費用や救助料 等



### 保険の対象について

この保険で対象となる現金・小切手類は次のとおりです。ただし、次にあてはまるもので家計用のものは除きます。  
現金（他人から預かった現金、および外国通貨を含みます）・小切手（作成前の小切手を除きます）・郵便切手・収入印紙・商品券・図書カード（図書券を含みます）・乗車券・入場券・クレジットカード売上伝票・金券およびクーポン券。

### お支払いする保険金の種類

#### 運送保険普通保険約款およびマネーフレンド運送保険特別約款でお支払いする保険金

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要
①損害保険金（貨物の損害に対する保険金）	被保険者が被る財産上の直接損害に対して支払う保険金。
②損害防止費用	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。
③請求権の保全・行使手続費用	請求権の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用。
④救助料	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬。
⑤継搬費用	貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者票記載の仕向地へ輸送するために要した費用（ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます。）。
⑥共同海損分担額	運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額。
⑦公示催告・除権決定等の手続きに要した費用	公示催告および除権決定の手続きに要した費用（異議申立提供金を含みます。）。
⑧遺失物法に基づく報労金	遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票に記載される支払限度額の20%が限度となります。
⑨再発行費用	小切手類の再発行に要した費用。

### 保険金をお支払いしない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 「携行中」の置き忘れまたは紛失による損害（ただし、同損害の結果生じる遺失物法に基づく報労金はお支払いの対象となります）
- 「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足による損害
- 携行、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便・鉄道便・航空便以外の輸送用具・方法で輸送された時に発生した損害
- 地震・噴火・津波、またはそれらに関連する火災等による損害 等

### 支払限度額・年間保険料

施設毎の保険料は下表の通りです。

ご加入タイプ	支払限度額	保険料（1施設につき）
100型	1事故100万円（拾得者に対する報労金は20万円）	20,000円
300型	1事故300万円（拾得者に対する報労金は60万円）	30,000円



#### ご注意頂きたいこと

ご加入に際しては、1施設毎に加入依頼書をご提出ください。複数施設を1枚の加入依頼書で申込むことはできません。また、ご加入タイプは複数施設で全て同じタイプとしてください。ご加入後に通知事項に内容の変更が生じた場合は、速やかに保険契約者である団体を通じて取扱代理店もしくは引受保険会社までご通知をお願い致します。ご通知がない場合、変更後に生じた損害に対しては保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

# 11. 医療廃棄物排出事業者責任保険

(環境汚染賠償責任保険)



## 医療廃棄物排出事業者責任保険の内容

## 医療廃棄物排出事業者責任保険の特長

● 団体向けの保険料水準でご案内

### 保険金をお支払いする場合

医療機関等が適正な廃棄物処理手続きを行ったにもかかわらず、委託した産業廃棄物処理業者（所定の収集運搬業者や廃棄物処理業者）が産業廃棄物を不法投棄し、その結果生じた環境汚染により、被保険者（\*1）である医療機関等が、「廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます）」等の法令に基づき汚染浄化費用の支出等を命じられた場合や、投棄廃棄物周辺の住民等の他人に身体の障害・財物損壊等を生じさせたことに対して損害賠償請求がなされたことによって法律上の賠償責任を負担すること（\*2）により被った損害に対して保険金をお支払いいたします。ただし、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合（\*3）に限ります。

（\*1）当保険の補償を受けることが出来る方をいいます。記名被保険者である医療機関の他、その役員・使用人も被保険者に含まれます。

（\*2）汚染浄化費用支出等の命令については、その命令に基づき汚染浄化費用を負担することをもって、法律上の賠償責任を負担するものとみなします。

（\*3）汚染浄化費用支出等の命令については、廃棄物処理法等に基づく命令またはこれに準ずるものを受けたものとみなします。

### お支払いする保険金の種類・お支払方法

#### （1）保険金の種類

①「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に基づき、被保険者が汚染浄化費用（\*4）の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命じられた場合に、その命令により負担した汚染浄化費用であって、引受保険会社が書面により同意した費用

（\*4）環境汚染が発生した場合において、流出・いっ出・漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止・捕收回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、中和処理等に要する費用、または、不法投棄された産業廃棄物の撤去または処理にかかる費用をいいます。

②法律上被害者に支払うべき次のような損害賠償金（\*5）

a. 他人の身体の障害を発生させた場合……………治療費・休業損失（死亡の場合は得べかりし利益の喪失）・慰謝料など  
b. 他の人の財物を損壊等させた場合／財物の滅失・破損・汚損の場合……………原状に回復するのに要する修理費（修理不能のときは一般的には損失時の時価）など  
財物の使用不能の場合……………使用不能による損失

他人の漁業権・入漁権を侵害した場合……………漁獲高または入漁料の減少による損失

（\*5）賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

③環境汚染またはその原因となる事故が発生した場合において、身体障害を被った被害者に対する応急手当、護送に要した費用および支出につきあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用

④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

⑤訴訟、仲裁、和解、調停についての支出で、あらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用

⑥引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用

#### （2）保険金のお支払方法

保険金のお支払いにあたっては損害額に対して、1請求につき、縮小支払割合90%が適用されます。1請求につき、右記の算式により計算された金額を保険金としてお支払いいたします。ただし、保険金お支払額はご加入の支払限度額を限度とします。

$$\text{保険金お支払額} = (\text{上記①～⑥の合計額}) \times 90\%$$

●更新契約の場合において、被保険者の環境保全責任者が、産業廃棄物の不法投棄をこの保険契約の開始時より前に知ったまたは予見できたと認められる場合は、お支払いする保険金の額は、「この保険契約の保険金支払条件により算出される額」と「知った・予見できた時に有効であった保険契約の保険金支払条件により算出される額」のいずれか低い金額となります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 被保険者が自ら不法投棄を行った場合
- 被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）委託をした場合
- 被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）委託をした場合
- 被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合 等

### 支払限度額・年間参考保険料

#### （1）支払限度額

支払限度額	対人・対物共通（合算） (1請求あたり・保険期間中)免責金額なし	3,000万円	5,000万円	1億円
-------	-------------------------------------	---------	---------	-----

（保険金のお支払いにあたっては、損害額に対して1請求につき、縮小支払割合90%が適用されます。）

#### （2）1病床・1施設あたり年間参考保険料（正式な保険料は必ずお見積を確認してください）

支払限度額	対人・対物共通（合算） (1請求あたり・保険期間中)免責金額なし	3,000万円	5,000万円	1億円
保険料（病院）	精神病床以外 1病床あたり	1,030円	1,110円	1,220円
	精神病床 1病床あたり	270円	290円	320円
保険料（診療所）	有床（1施設あたり）	11,420円	12,280円	13,470円
	無床（1施設あたり）	8,340円	8,960円	9,830円

保険料算出例：支払限度額1億円の契約に、一般病床100、療養病床28、精神病床6の病院が加入する場合の

$$\text{年間保険料} (100\text{病床} + 28\text{病床}) \times 1,220\text{円} + 6\text{病床} \times 320\text{円} = 158,080\text{円}$$

# 12. 経営ダブルアシスト・業務災害補償制度

(業務災害総合保険)

最大  
約56%割引<sup>(\*)</sup>

ダブル補償で  
貴院を守ります

法人・医療機関向けの  
賠償補償



役員・職員向けの  
定額補償

## 経営ダブルアシストの特長

**1 業務災害・通勤災害に伴う企業および社長・役員個人の法律上の賠償責任を最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償します！**

**2 政府労災の給付決定を待たずに企業に保険金をお支払いします！<sup>(\*)2)(\*)3)(\*)4</sup>**

<sup>(\*)2)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。</sup>

なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

<sup>(\*)3)法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。</sup>

<sup>(\*)4)ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただけます。補償対象者代表の方の署名が必要です。</sup>

**3 精神障害(メンタルヘルス疾患)・脳・心疾患などの疾病や自殺を補償します！<sup>(\*)5</sup>**

**熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します！<sup>(\*)6</sup>**

<sup>(\*)5)政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。</sup>

<sup>(\*)6)業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。</sup>

NEW

**4 新型コロナウィルス感染症を含む業務上疾病は政府労災の給付が認定された場合に補償します！**

**5 従業員の人数報告は不要で簡単。**

**パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります！**

リニューアル

**6 三大疾病・介護休業時に企業が負担する社会保険料などの費用を補償<sup>(★)</sup>し、補償・サービスの両面で「健康経営<sup>(\*)7</sup>」**

**「仕事と三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)治療・家族介護の両立」を支援します！<sup>(★)オプション</sup>**

**精神疾患(メンタルヘルス疾患)休業時の補償も追加できるようになりました！<sup>(★)</sup>**

ただし、付帯できないケースがあります。

<sup>(\*)7)健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。</sup>

このご案内は、業務災害総合保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

**7 針刺し事故等による感染症危険を補償<sup>(★)</sup>します。**

<sup>(★)オプション</sup>

※針刺し事故や血液の粘膜への付着等によって、HCV、HIVに感染した場合等に一時金をお支払いたします。

**8 充実した付帯サービス(健康経営アシストサービス)職場復帰支援サービスやストレスチェックサービスなどのサービスで「健康経営<sup>(\*)7</sup>」を後押しします。各種相談窓口の設置から「健康経営<sup>(\*)7</sup>」の推進まで、企業経営に資するサービスを提供します。**

※サービスの詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」の「付帯サービス」をご参照ください。

**9 ストレスチェックサービスを無料で職員の皆様向けてご利用いただけます！**

**10 パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償<sup>(★)</sup>します！<sup>(★)オプション</sup>**

ただし、付帯できないケースがあります。

**11 保険料は全額損金処理<sup>(\*)8)(\*)9</sup>の上、満期時の保険料精算は不要です！**

<sup>(\*)8)個人事業主本人に対する保険料は除きます。</sup>

<sup>(\*)9)今後の法改正により変更となる場合があり、実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。</sup>



精神的なストレスが原因で職員が就業不能となってしまい、病院として「安全配慮義務違反」を問われ、賠償金を請求された。

## 現在の経済環境にマッチした制度内容 !!

POINT

保険料例

**一般契約保険料**

一般契約口座振替12回分割払

月々 192,080 円 (年間 2,304,960 円)

【上記保険料の契約条件】

●以下の条件で試算した保険料になります。

業種：医療業

売上高：20億円（役員24時間補償）

&lt;従業員&gt;死亡・後遺障害1,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円、災害付帯費用補償特約あり、

針刺し事故等による感染症危険補償特約300万円、使用者賠償責任補償（1名・1災害につき1億円）、法律相談費用補償特約あり

&lt;役員&gt;死亡・後遺障害1,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円、災害付帯費用補償特約あり、針刺し事故等による感染症危険補償特約300万円

●分割保険料のほかに制度維持費500円が毎月加算されます。

●上記事例は参考例です。実際の保険料は個別ごとに異なりますので、詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

年間で  
**1,175,520円**  
も割安！

**経営ダブルアシスト<sup>®</sup>保険料**

団体契約口座振替12回分割払

月々 94,120 円 (年間 1,129,440 円)

# 13. 長期休業補償制度(無記名・売上高方式)

(総合生活保険(GLTD))

病気・ケガ・メンタルによる長期休業を医療機関がサポートする保険

団体割引  
20%適用

## 長期休業補償の特長

### 1 長期休業時の収入の減少を補償

業務中・業務外を問わず病気やケガによる長期休業時の収入の減少を補償します。保険の対象となる方（被保険者）の給与の一定割合を定率で補償します。

### 2 精神障害・天災（オプション）も補償

近年増加しているメンタルヘルス不調による休業時の収入の減少も最長2年間補償します。メンタルヘルス対策としても活用可能です。また、いつどこで発生するかわからない天災（地震・噴火またはこれらによる津波）による病気やケガによる休業時の収入の減少もオプションで補償します。

### 3 団体割引20%適用

全国中央会の団体割引20%が適用されるため、割安な保険料でご加入いただけます。また、健康経営銘柄または健康経営優良法人の選定・認定を受けた企業はさらに割引5%（健康経営割引）が適用されます。

### 4 充実した付帯サービス

#### （健康経営支援パッケージサービス）

職場復帰支援サービスやストレスチェックサービスなどのサービスで「健康経営\*1」を後押しします。各種相談窓口の設置から「健康経営\*1」の推進まで、企業経営に資するサービスを提供します。

\*1「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

※サービスの詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」の「付帯サービス」をご参照ください。

### 5 役員・従業員全員を対象（個別告知不要）

社会保険の対象となる役員・従業員・パート・アルバイトを含めた全員を補償対象とします\*2。代表者様による一括告知での加入手続きとなり、個別に従業員の皆様からの告知は不要です。人数報告もいりません。

\*2 加入時年齢満15歳以上満64歳以下（60歳プランの場合は、満59歳以下）の方に限ります。また、告知事項に該当する方の引受けはできません。

### 6 保険料は全額損金処理可能

全員加入の福利厚生制度のため、保険料は全額損金処理が可能です。

※詳細は最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。

### 7 売上高と業種のみで保険料算出が可能

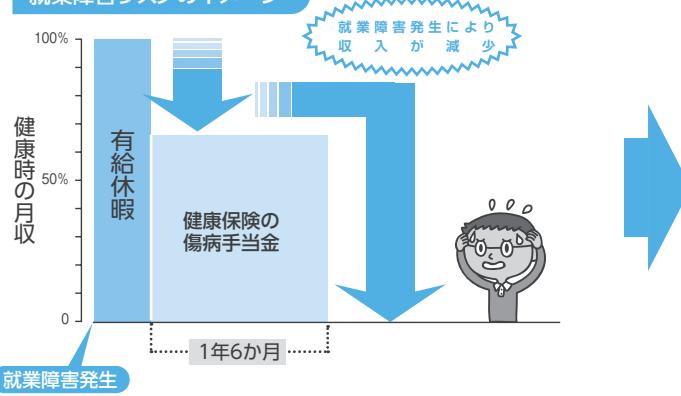
全員加入方式で無記名（名簿提出不要）のため、簡易に導入ができます。

このご案内は、全日本中小企業団体中央会を契約者とする総合生活保険(GLTD)の概要をご紹介したものです。

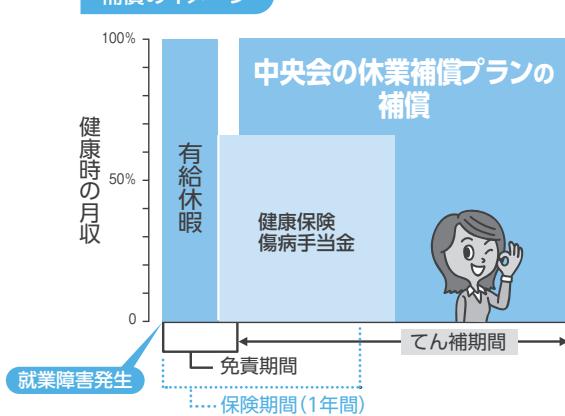
ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

## 補償のポイント

### 就業障害リスクのイメージ



### 補償のイメージ



1

病気やケガによる  
長期休業時の収入の  
減少を補償します。

2

給与の一定割合  
(約定給付率)を  
補償します。

3

所定の精神障害（最長2年間）、  
天災危険（オプション）も  
補償します。

●病気やケガで就業に支障が生じ、免責期間を超えてその状態が継続し、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない場合、てん補期間中の就業障害状態1か月につき、補償割合（約定給付率）に応じた保険金額をお支払いします。

●復帰後も就業障害が残り、病気・ケガの発生前と比べて20%を超える所得喪失があれば、所得喪失割合に応じて補償します。

# 14. 連帯保証人代行制度 スマホス

**Q 貴院でこんな事、起こっていませんか？**



起きていたら、入院時の保証人対策・未収金対策をする必要があるかもしれません。

## 医療機関を取巻く環境

### 民法改正（2020年4月施行）

医療費について連帯保証人をとる場合、保証人が責任を負う極度額（保証の上限額）を書面で定める必要がある。  
⇒保証人の引受け手の不足・医療費未収リスクの増大

### 保証人がいない患者への対応

保証人の引受け手がいることのみを理由に医療機関への入院を拒むことは不適切。（医師法第19条第1項）  
⇒医療費未収リスク、長期債権回収リスクの増大

### 働き方改革 「働き方改革関連法」 2019年4月施行

勤務環境の改善、非効率業務の削減を通じた労働時間短縮に向けた取組みが重要課題となる。  
⇒未収金の回収ご担当者の業務改善も求められる

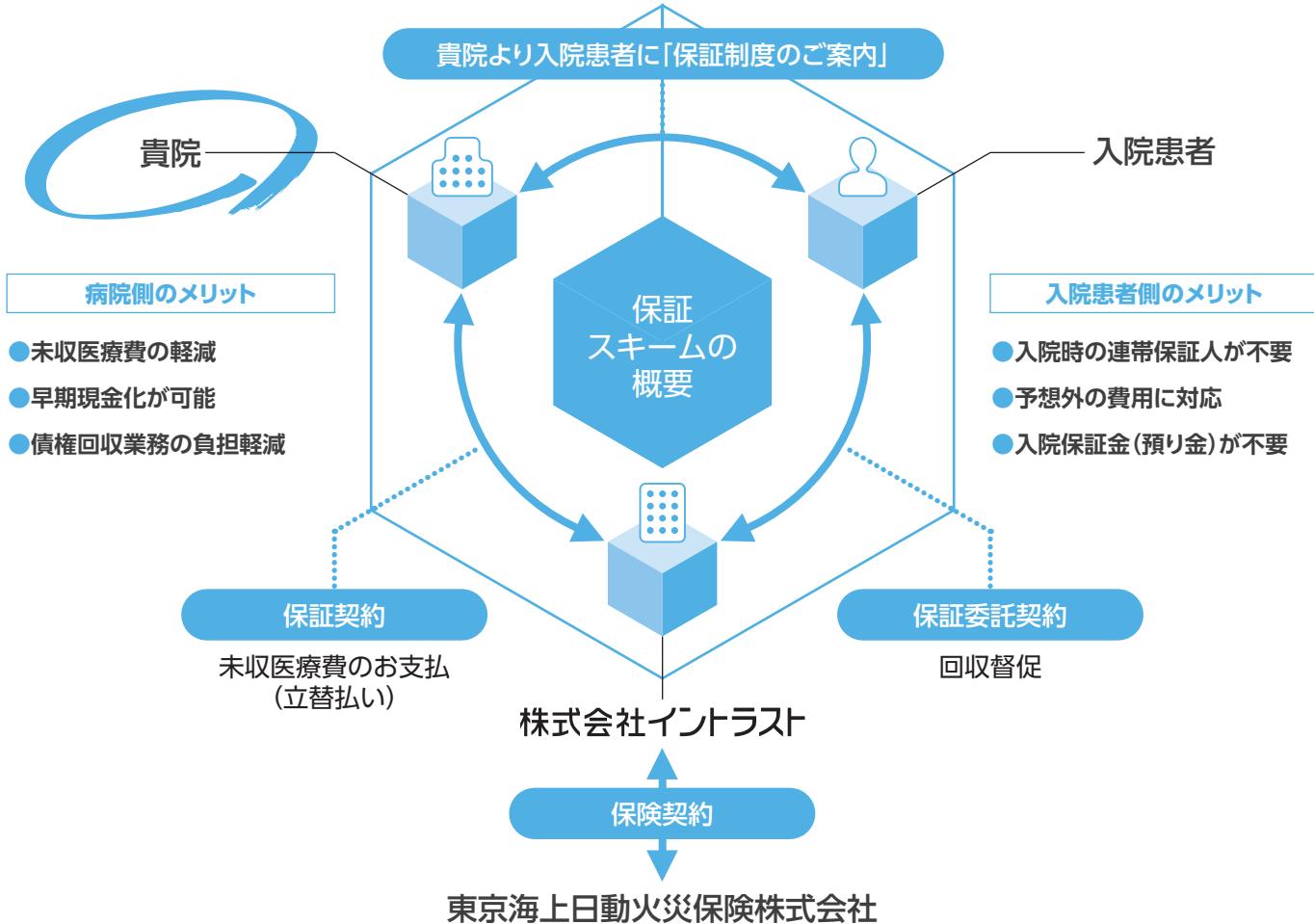


## 連帯保証人代行制度スマホスとは

〈総合保証サービス会社〉株式会社イントラストと〈損害保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社が

**未収医療費問題を解決**するために共同開発した**新たな仕組み**です

入院時における連帯保証人の役割を株式会社イントラストが担うことにより、「未収回収業務のアウトソース」「未収医療費の削減」「連帯保証人が取り付けられない入院患者対応」「民法改正対応(入院時における連帯保証人制度の厳格化)」のお手伝いをいたします。



このチラシは、「連帯保証人代行制度スマホス」の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ずご案内資料等をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、下記のお問い合わせ先までご確認ください。

### お問い合わせ先

【総合保証サービス会社】

 **entrust**  
株式会社イントラスト  
第2営業部

お問い合わせの際は、「連帯保証人代行制度スマホスについて」とお話しください。

**TEL 0120-372-603**

受付時間 9時～18時(土日、年末年始、祝祭日を除く)

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4

半蔵門ファーストビル2F

NEW

全国中小企業団体中央会 休業補償プラン

# 15. 職員総合補償制度

(団体総合生活保険)

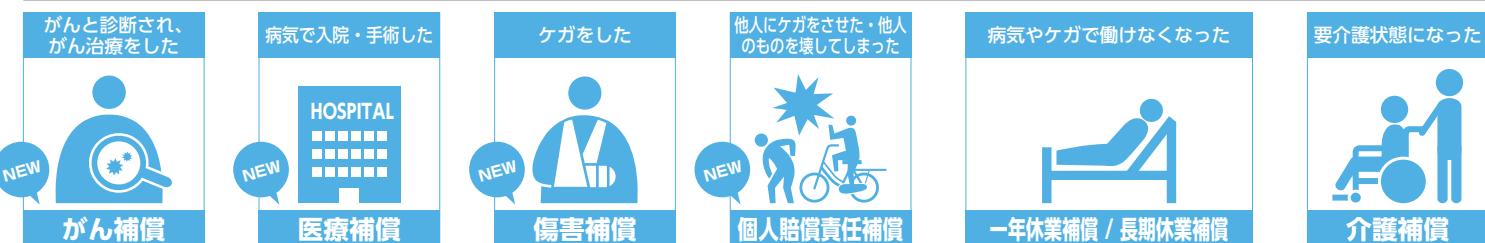
職員向け  
補償プラン

団体割引  
20%適用

## 職員総合補償制度の特長

- 全日病厚生会の会員医療機関にお勤めの役職員がご加入いただけます。
- 高い団体割引（20%）の適用により、大企業並みの福利厚生制度を構築いただけます。
- 医療機関はノーロード（事務ロードなし）、ノーコスト（費用負担なし）で制度を導入できます。
- 治療と仕事の両立支援を通じた優秀な人材の維持、定着に貢献できます。
- Web利用により、簡便で効率的な制度の周知ができます。

## 充実した補償のラインナップ



## 役職員のみなさまの加入のメリット

1

### がん補償

#### がんの治療実態に合わせた最新補償をご用意！

がん診断保険金の補償（早期治療）、がん通院保険金最大425日補償（通院日数の拡大に対応）、抗がん剤・がん先進医療・患者申出療養補償など、がんの治療実態に合わせた補償をご用意しています。

2

### 医療補償

#### もしもの病気による入院・手術に備えた医療補償をご用意！

病気による入院保険金や手術保険金、先進医療を受けた場合の補償をご用意しています。

3

### 傷害補償

### 個人賠償責任補償

#### 日常生活でのケガによる入院・手術・通院、他人への法律上の賠償等を補償する傷害・個人賠償責任補償をご用意！

自転車による他人への賠償も対象となります。近年加入の義務化が進んでいる自転車事故の備えにも対応します。

4

### 長期休業補償 一年休業補償

#### 話題の就業不能（長期休業補償は就業障害）補償をご用意！所定の精神障害・天災危険もサポート！

病気やケガで就業不能（長期休業補償は就業障害）になった場合の月々の所得を補償します。近年増加している精神障害による休業も補償します（長期休業補償は最大2年間が限度）

5

### 介護補償

#### 介護が必要になったときの初期費用への補償をご用意！

所定の介護状態になった場合、介護保険金（一時金）を支給します。

### がん補償

### 医療補償

### 傷害補償

### 個人賠償責任補償

### 長期休業補償

### 一年休業補償

### 介護補償

#### 充実した付帯サービスを用意！

おからだの不安やメンタルヘルスに関する相談を相談できる「メディカルアシスト」、「メンタルヘルス電話相談」(\*1) や、介護に関する相談ができる「介護アシスト」など無料の付帯サービスが充実しています。

(\*1)「メンタルヘルス電話相談」は長期休業補償のみ対象、サービスの詳細はパンフレット「付帯サービス」をご参照ください。

6

## そして、全日病厚生会の職員総合補償制度なら簡単なWebによる加入手続きが可能です！(※)

(※) Web募集の場合、取扱いできない補償やプランなどがあります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「全日病厚生会の職員総合補償制度」は、本制度のペッターネームです。

●保険の対象となる方は、全日病厚生会会員および全日病厚生会会員である医療機関に勤務されている方（一年休業補償の場合のみ、その配偶者（家事従事者に限る）、介護補償の場合のみ、その両親、配偶者および配偶者の両親も含みます。）に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。全日病厚生会の会員でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。

代理店は東京海上日動火災保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険（株）と直接契約されたものとなります。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので、詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。保険約款および特約によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款は必要に応じて団体までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

# 医療通訳サービスのご案内

(医師賠償責任保険に自動付帯)

## サービス内容

### 1 電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が診察室における外国人患者との会話や受付・会計等の会話を通訳します。

対応言語	17言語
対応時間	8:30-24:00・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	保険期間を通じて20コールまで

- 英語
- ポルトガル語
- ネバール語
- 中国語
- ロシア語
- ベルシア語
- 韓国語
- フランス語
- ミャンマー語
- ベトナム語
- ヒンディー語
- タガログ語
- タイ語
- モンゴル語
- 広東語
- スペイン語
- インドネシア語

録音データを最大3年間保管します。

### 2 機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットにて、「メディフォンアプリ」を利用して、機械翻訳をします。翻訳履歴はアプリ内閲覧が可能です。

対応言語	17言語
対応時間	24時間・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	回数制限なし

- 英語
- ポルトガル語
- ネバール語
- 中国語
- ロシア語
- ベルシア語
- 韓国語
- フランス語
- ミャンマー語
- ベトナム語
- ヒンディー語
- タガログ語
- タイ語
- モンゴル語
- 広東語
- スペイン語
- インドネシア語

音声認識・音声読み上げ機能があります。

### ご利用いただける場面（イメージ）



(\*) 診察室や検査室等で重要なご説明をされる際は、より正確にお伝えできるよう、機械翻訳ではなく電話医療通訳をご使用ください。

### ご利用いただくメリット

#### 多言語コミュニケーション支援

必要な時にすぐに使える・繋がる通訳機能が、外国人患者との円滑なコミュニケーションを支援します。

#### 外国人対応にかかる業務負担軽減

通訳機来院から診療、会計までの一連の外国人対応場面をカバーし、現場担当者の業務負担を軽減します。

#### 医療トラブルリスク低減・回避

医療専門通訳の活用で患者の理解や同意取得を支援し、医療従事者の医療トラブルリスクを低減します。

## サービスのご利用方法

### 1 PC・スマートフォン・タブレットから、メディフォン株式会社の申込フォームにアクセス

右記QRコードまたはURLから、申込フォームにアクセスします。

URL : [https://mediphone.jp/forms/tmnf\\_ishibaiseki.html](https://mediphone.jp/forms/tmnf_ishibaiseki.html)



※ QRコードは(株)  
デンソーウエーブ  
の登録商標です。

### 2 アカウント登録の実施

証券番号・保険期間・電話番号等、必要な情報を入力し、アカウント登録をします。

※アカウント登録は、「医療施設ごと」に行います。



### 3 機械翻訳用の「メディフォンアプリ」をダウンロード (病院のみ対象)

※iPhone/iPadの場合はApp Storeから、Androidスマートフォン/タブレットの場合はPlayストアからダウンロードします。

### 4 ご利用の準備完了です！

※本サービスは保険期間中にのみご利用いただけます。医師賠償責任保険の更新の際は、ご登録いただいたメールアドレスに別途ご案内するWebフォームにて証券番号・保険期間を再登録していただくことで、継続してご利用いただけます。

#### <ご利用にあたっての注意点>

1. 本サービスは、医師賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者（医療施設の開設者）の方のうち、病院・診療所・老人保健施設を対象としてご契約いただいている方にのみご利用いただけるサービスです。
2. 本サービスのうち機械翻訳については、病院を対象としてご契約いただいている被保険者の方のみご利用いただけます。診療所および老人保健施設を対象としてご契約いただいている被保険者の方はご利用いただけません。
3. 本サービスのうち電話医療通訳については、医療施設ごとに、保険期間を通じて20コールを限度としてご利用いただけます。
4. 本サービスのご利用に際しては、本ご案内裏面に記載の「アカウント登録用QRコード」から、提携会社（メディフォン株式会社）が運営するホームページの申込フォームにアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、アカウント登録を行う必要があります。
5. 本サービスは、メディフォン株式会社により提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。サービスのご利用またはアカウント登録時に記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
6. 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

# ご加入方法について

## 病院総合補償制度ご加入方法

(経営ダブルアシスト、長期休業補償制度、連帯保証人代行制度スマホス、職員総合補償制度除く)

### ご加入申込の締切（締切日必着）

本制度は保険契約期間が2021年2月1日午後4時から2022年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	ご加入申込の締切	補償期間の始期	満期日	保険料
保険始期からの加入	2020年12月11日（金）	2021年2月1日 午後4時	2022年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社に ご確認ください
中途加入	各月10日 (10日が土・日・祝日の場合は前営業日となります)	申込締切日の翌月1日		

- 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意願います。
- 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険)で口座振替の場合の引去日は、2021年2月12日(金)となります。  
分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)
- 2021年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

### 加入方法

- それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。
- 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることになりますのでご注意願います。

### 団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 一般社団法人 全日病厚生会

### 振込先(団体口座)

〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店

普通 0660161

(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビヨウコウセイカイ)

更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。



## 経営ダブルアシスト、長期休業補償制度、連帯保証人代行制度スマホス、職員総合補償制度 ご加入方法

経営ダブルアシスト、長期休業補償制度、連帯保証人代行制度スマホス、職員総合補償制度は他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

### 一般社団法人 日本損害保険協会

#### そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

### 〈お問い合わせ先〉

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0064

東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

TEL: 03-5283-8066

FAX: 03-5283-8077

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)

一般社団法人 全日病厚生会  
会員医療機関の皆様へ

# 病院総合補償制度

## あらまし・重要事項説明書

- 病院(診療所)賠償責任保険
- 産業医等活動保険
- 医療事故調査費用保険
- 介護サービス事業者賠償責任保険
- 医療施設機械補償保険
- 個人情報漏えい保険
- 医療機関向け役員賠償責任保険
- 現金・小切手運送保険
- 医療廃棄物排出事業者責任保険

## 病院(診療所)賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>医師賠償責任保険(医師特別約款)</b></p> <p>被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内で医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、患者の身体・生命に障害が発生し、保険期間中にその障害を発見した場合において被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故(*)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故(*)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (*)医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、その額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金&gt;支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <p>①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ⑨医療施設(設備を含みます)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任 ⑪美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑫医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑬所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任。 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。 ⑭日本国外で行われた医療業務</p> <p>等</p>
<p><b>医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款)</b></p> <p>次のいずれかの事由に起因して保険期間中に発生した事故(*1)(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます)、または次のいずれかの事由に伴い日本国内で保険期間中に行われた不当行為(*2)によって発生した人格権侵害(*3)(医療行為に起因する人格権侵害を除きます)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(*1)事故:対人・対物事故をいい、他人の身体・生命を害したこと、「対人事故」、他人の財物を損壊したことを「対物事故」といいます。</p> <p>(*2)不当行為:不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示をいいます。</p> <p>(*3)人格権侵害:他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。</p> <p>①病院・診療所の建物等、被保険者が所有・使用・管理する医療施設(設備を含みます)。</p> <p>②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果</p> <p>③製造、販売もしくは提供した食品や商品(以下生産物といいます)</p>	<p>(1)次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用</p> <p>④緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用</p> <p>(2)保険金のお支払方法 ・上記①の損害賠償金については、その額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。但し上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>上記、医師賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」に記載の①～⑧のほか、以下の事由によって生じた損害は、保険金をお支払いの対象となりません(※ただし、上記⑤の事由は、昇降機に積載した他の財物には適用しません)。</p> <p>&lt;対人事故・対物事故、人格権侵害共通&gt;</p> <p>①医療業務の遂行に起因してその医療行為の対象となる者が被った身体の障害(医師賠償責任保険で補償します) ②建物の外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ③医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ④次に掲げるものの所有、使用または管理 ア. 航空機、自動車または原動機付自転車 イ. 医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物 ⑤昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ⑦次の財物の損壊または使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます) ア. 生産物 イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます)</p> <p>等</p> <p>&lt;人格権侵害&gt;</p> <p>①医療行為 ②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後継続または反復して行われた不当行為 ③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます) ⑤被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑥広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</p> <p>等</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
勤務医師包括担保特約	<p>被保険者(※)が加入依頼書記載の医療施設(以下「医療施設」といいます)の業務として行った医療業務により発生した患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(*)この特約条項において、被保険者は、医療施設の開設者(以下「開設者」といいます)の使用人その他開設者の業務の補助者である医師(既に開設者の使用人または業務の補助者でない医師を含みます)のうち、名簿に記載された者をいいます。</p>	P.2 医師賠償責任保険(医師特別約款)と同様	P.2 医師賠償責任保険(医師特別約款)と同様
医療従事者包括賠償責任保険	<p>被保険者が加入依頼書記載の医療用施設(以下「対象施設」といいます)の用法に伴う仕事として日本国内において遂行する医療従事者としての業務(付随業務を含みます)に起因して発生した他人の身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。</p>	<p>(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料等)  ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用  ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用</p> <p>④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用</p> <p>⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(2)保険金のお支払い方法  上記①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします(被保険者の数にかかわりなく、ご加入の支払限度額をもって限度とします)。  上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いたします。</p>	<p>①法令に定められた医療従事者資格を有しない者が行った業務  ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務  ③美容を唯一の目的とする業務  ④次に掲げるものの所有、使用または管理  ア.自動車、原動機付自転車または航空機  イ.昇降機  ウ.施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物  エ.対象施設(業務の遂行のために直接使用する機械・器具を除きます)  ⑤名譽を損または秘密漏えい</p> <p>等</p>

## 産業医等活動保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
産業医等活動保険	<p>被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上被害者に支払うべき損害賠償金  ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用  ※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(2)保険金のお支払い方法  上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。  上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①医療行為  ②故意または重大な過失による履行不能または履行遅滞  ③嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還  ④保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合は、その事故等</p>

## 事故調査費用保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療事故調査費用保険	<p>保険期間中に発生した医療事故について、被保険者が医療法に規定される医療事故調査費用を負担することによって被る損害に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>①死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用      ②死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用      ③院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費      ④医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求めた場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20万円を限度とします。      ⑤医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。1事故につき、15万円とします。      ⑥①から⑤までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は含みません。</p>	<p>①死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用      ②死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用      ③院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費      ④医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求めた場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20万円を限度とします。      ⑤医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。1事故につき、15万円とします。      ⑥①から⑤までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は含みません。</p>	<p>この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①美容を唯一の目的とする医療行為      ②所定の免許を有しない者が遂行した医療行為。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為を除きます。      ③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします)が法令に違反することを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)      ④医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害      ⑤保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に医療事故の原因となる事由が生じていることを知っていた場合は、その医療事故      ⑥次の費用を支出することによって被る被害      (ア)この保険契約と同種の損害保険契約の保険料      (イ)金利その他資金調達に関する費用      (ウ)医療設備の購入代金、研修への参加費用など医療事故の再発防止のための措置を被保険者が講じたことにより支する費用</p>

## 介護サービス事業者賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
介護サービス事業者特別約款	<p>次の事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>①対人・対物事故(※1)      施設(※2)、仕事(※3)(訪問看護業務を除きます)の遂行もしくはその結果または生産物(※4)に起因する他人の身体の障害または財物(管理下財物を除きます)の損壊をいいです。</p> <p>②訪問看護業務事故(※1)      仕事のうち、訪問看護業務の遂行もしくはその結果に起因する他人の身体の障害または財物(管理下財物を除きます)の損壊をいいです。</p> <p>③管理下財物事故(※1)(※5)      管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取をいいです。</p> <p>④人格権侵害事故(※6)      施設、仕事の遂行もしくはその結果または生産物に関する不当行為に起因する人格権侵害をいいです。</p> <p>⑤行方不明時使用阻害事故(※1)(※5)      認知症またはその疑いのあるサービス利用者が行方不明(仕事の遂行中に発生したものに限り、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。)となった場合に、その者の行為(行方不明者の行為に限りません。)により生じた不測の事象(他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限りません)に起因する他の人の財物の使用阻害(※6)をいいです。</p> <p>⑥経済的事故(※7)      居宅介護支援業務の遂行に起因して、次の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいです。身体の障害、精神的被害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取によるものを含みません。</p> <p>ア.要介護・支援状態にある者</p> <p>イ.介護予防・生活支援サービス事業の対象者</p> <p>(※1)対人・対物事故、訪問看護業務事故・管理下財物事故および行方不明時使用阻害事故については、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に、保険金を支払います。</p> <p>(※2)記名被保険者が仕事の遂行のために所有・使用・管理する不動産・動産をいいです。</p> <p>(※3)記名被保険者にかかる介護業務のうち、対象となる業務について記載のものをいいです。</p> <p>(※4)記名被保険者が仕事に関連して製造、販売または提供した財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいです。</p> <p>(※5)管理下財物事故または行方不明時使用阻害事故に起因して保険金を支払う損害は、それぞれの事故について被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。</p> <p>①管理下財物事故については、管理下財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が負担する賠償責任</p> <p>②行方不明時使用阻害事故については、使用阻害された他の人の財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が負担する賠償責任</p> <p>(※6)財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいいです。</p> <p>(※7)人格権侵害事故および経済的事故については、事故についての被保険者に対する損害賠償請求が保険期間になされた場合に、保険金を支払います。</p>	<p>(1)お支払いの対象となる損害</p> <p>a. 法律上の損害賠償金      法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被患者に対して支払責任を負う損害賠償金</p> <p>※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>b. 争訟費用      損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)</p> <p>c. 損害防止軽減費用      事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>d. 緊急措置費用      事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>e. 協力費用      引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(2)保険金のお支払い方法</p> <p>a. 法律上の損害賠償金      合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。(支払限度額が適用されます。)</p> $\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{損害賠償金}}{\text{免責金額}}$ <p>b. ~e.の費用      原則としてその全額がお支払対象となります。(支払限度額は、適用されません。)      ただし、争訟費用については、「損害賠償金 ÷ 支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{争訟費用}}{\text{損害賠償金}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{免責金額}}$	<p>(1)次の事由(訪問看護業務事故について、①および②を除きます)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①医療行為(疾病的治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方針の指導、矯正、出産の立会い、検査または診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の行為をいいます)に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。</p> <p>②医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(美容整形、医学的墮胎、助産または採血等の行為をいいます。)に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。</p> <p>③薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故</p> <p>④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故</p> <p>(2)対人・対物事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①次に掲げるものの所有、使用または管理</p> <p>ア.自動車、原動機付自転車または航空機      イ.施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物</p> <p>②ちり・ほこりまたは騒音</p> <p>③施設である建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊</p> <p>④土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等</p> <p>ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物・植物または土地の損壊。「工作物」は、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます(以下同様とします)</p> <p>イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊      ウ. 地下水の増減</p> <p>⑤飛散防止策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。</p> <p>⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果</p> <p>⑦被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます)または虚偽の表示</p> <p>⑧次の財物の損壊またはその使用不能(財物の一部のかしによるとその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます)</p> <p>ア. 生産物      イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます)      ウ. 完成品      エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物</p>

(次頁に続く)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
初期対応費用担保特約条項	<p>この保険の対象になりうる事故について、被保険者が初期対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>次の費用のうち、事故に対応するために直接必要なものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用</li> <li>②事故現場の取り付け費用</li> <li>③被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用</li> <li>④通信費</li> <li>⑤事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。（この特約の支払限度額の内枠といいます。）</li> <li>⑥書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等への詫び広告の掲載費用</li> <li>⑦その他①から⑥までに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。</li> </ul> <p>合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。（特約の支払限度額が適用されます。ただし、身体の障害を被った被害者への見舞費用は、特約の支払限度額の内枠において、1事故について1名あたり10万円を限度とします。）</p>	<p>（前頁より）</p> <p>③訪問看護業務事故について、法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>④管理下財物事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取</li> <li>②保険契約者または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取</li> <li>③自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊</li> <li>④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象</li> <li>⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象</li> <li>⑥管理下財物の使用不能（収益減少を含みます）</li> </ul> <p>⑤人格権侵害事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険期間の開始時より前に行われた不当行為</li> <li>②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後または反復して行われた不当行為</li> <li>③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為</li> <li>④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）</li> <li>⑤被保険者による採用、雇用または解雇に関する行われた不当行為</li> <li>⑥広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</li> </ul> <p>⑥行方不明時使用阻害（※1）事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意または重大な過失による法令違反</li> <li>②被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）</li> <li>③脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為</li> <li>④法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使</li> <li>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害</li> <li>⑥被保険者の仕事の履行不能または履行遅滞</li> <li>⑦他人の財物の紛失、盗取または詐取</li> <li>⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害</li> <li>⑨データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（磁気的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの減少または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。）</li> <li>⑩サービス利用者が行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故</li> <li>⑪無賃乗車または無錢飲食</li> </ul> <p>（※1）財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいいます。</p> <p>（7）経済的事情について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由</li> <li>②被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）</li> <li>③介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為</li> <li>④被保険者の使用人による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為</li> <li>⑤名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい</li> <li>⑥被保険者の支払不能または破産</li> <li>⑦特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害</li> <li>⑧被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証。ただし、これによって加重された賠償責任部分に限ります。</li> </ul>	
サービス保険特約条項費用	<p>サービス利用時間中に発生したサービス利用者の行方不明（警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。以下「事故」といいます）について、記名被保険者が右記のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。ただし、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。</p> <p>①検索費用 ②使用人派遣費用 ③サービス利用者帰宅費用 ④親族対応費用 ⑤謝礼金 (ただし、協力者1名または法人あたり5,000円を限度額とします。)（この特約の支払限度額の内枠といいます。）</p> <p>保険金のお支払い方法 ①から⑤の費用の合計額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>		
特定感染症対応症候群費用対応範囲拡大保険特約条項	<p>サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または、指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発症したこと、または食中毒になったことについて、記名被保険者が右記のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、保険期間中に、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。</p> <p>①消毒費用 ②検査費用 ③予防費用 ④通信費用</p> <p>保険金のお支払い方法 ①から④の費用の合計額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>		

## 医療施設機械補償保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いの対象とならない主な損害
医療施設機械補償保険	<p>①加入依頼書に記載の医療施設内に設置されている対象機械、機械設備または装置において稼働可能な状態に復旧するために必要な修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額から、残存物価額および免責金額を差し引いてお支払いいたします。</p> <p>損害保険金（※1）=(修理費（※2）+損害防止費用（※3）+保険対象外物件の復旧費用（※4）)（※5）-残存物価額（※6）-免責金額（※7）</p> <p>（※1）損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>①損害保険金</p> <p>機械設備・装置が損害を被った場合、事故直前の運転可能な状態に復旧するために必要な修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額から、残存物価額および免責金額を差し引いてお支払いいたします。</p> <p>損害保険金（※1）=(修理費（※2）+損害防止費用（※3）+保険対象外物件の復旧費用（※4）)（※5）-残存物価額（※6）-免責金額（※7）</p> <p>（※1）損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失</p> <p>②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>③保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用者人が相当の注意をもってしても発見しなかった瑕疵を除きます。</p> <p>④騒擾およびこれに類似の集団行動</p> <p>⑤労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</p> <p>⑥差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑦台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）</p> <p>（次頁に続く）</p>

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	お支払いの対象とならない主な損害
<p>(前頁より)</p> <p>②①の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。</p> <p>③安定化処置費用(安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。以下同様とします)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。</p>	<p>(前頁より)</p> <p>(※2)修理費:新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等をいいます。ただし、以下は修理費には含まれません。</p> <p>(1)国際間における航空輸送もしくは貨物輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用</p> <p>(2)仮修理費(本修理の一部をなす部分は除きます)</p> <p>(3)損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用</p> <p>(4)模様替えまたは改良による増加費用</p> <p>(5)損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらの類似の状態を取り除く費用</p> <p>(※3)損害防止費用:損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用。</p> <p>(※4)保険対象外物件の復旧費用:保険の対象の機械設備・装置の処理のために取りこわした保険の対象以外のものの修復費用。ただし、1回の事故につき300万円を限度といたします。</p> <p>(※5)修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行なわなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価額を差し引いた額)が限度となります。</p> <p>(※6)残存物価額:修理に伴って残存物がある場合のその価額。</p> <p>(※7)免責金額:損害額の一一定額をご契約者に負担いただくもので、ご契約時にあらかじめ設定いたします(50,000円)。</p> <p>②残存物取片づけ費用保険金 損害保険金の10%に相当する額を限度とし、保険金をお支払いいたします。残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。</p> <p>③安定化処置費用 1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用に対して、安定化処置費用保険金を支払います。</p>	<p>(前頁より)</p> <p>⑧台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます)、落石等の水災</p> <p>⑨土地の沈下、移動または隆起</p> <p>⑩置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領</p> <p>⑪火災による損害</p> <p>⑫腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害</p> <p>⑬自然の消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害</p> <p>⑭ボイラースケールが進行した結果、その部分に生じた損害</p> <p>⑮保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害</p> <p>⑯保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に障害をきたさない損害</p> <p>⑰ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を受けた場合は、この規定を適用しません</p> <p>⑱戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)</p> <p>⑲地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑳核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>㉑㉒に規定した以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>㉓保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません</p> <p>等次のものは保険の対象から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機器の体内挿入部 ●歯科用診療台ユニットのホース ●X線管</li> <li>●器具類(鉗子・メス・聴診器・注射器等)</li> <li>●可搬式、移動式の情報処理装置・事務用機器</li> <li>●マイクロモータ、エアモータ、エアターピン等の切削装置</li> <li>●バキューム装置付属のモータ ●基礎(アンカーボルトを含みます。)</li> <li>●炉壁(ボイラを保険の対象とする場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。) ●消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ</li> <li>●コンクリート製・陶磁器製(*)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*)碍子・碍管は保険の対象に含まれます。</li> <li>●ベルト、ワイヤーロープ、チーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類</li> <li>●切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類</li> <li>●潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材</li> <li>●フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布桿</li> <li>●ガスターピン装置 ●蒸気ターピン装置</li> </ul> <p>生体現象測定記録・監視用機器</p> <p>診断用機器</p> <p>検体検査用機器</p> <p>治療用機器</p> <p>歯科治療機器</p> <p>その他の医療関連機器</p> <p>空調設備</p> <p>電気設備</p> <p>給排水・衛生・消防設備</p> <p>昇降設備</p> <p>情報処理装置・事務用機器</p> <p>窓ふき用ゴンドラ設備</p> <p>回転展望台設備</p> <p>エア・シュータ設備</p> <p>ネオンサイン設備</p> <p>厨房機械設備</p> <p>駐車場機械設備</p> <p>洗濯機械設備</p> <p>倉庫機械設備</p> <p>その他の設備</p> <p>上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備</p>	
<b>保険の対象の範囲</b> この保険契約の保険の対象は、保険証券記載の医療施設内に設置されている下表に掲げる機械、機械設備または装置のすべてとします。			
設備名称	機械、機械設備または装置		
生体現象測定記録・監視用機器	電計、心音計、脳波計、血圧計、ベッドサイドモニタ、集中監視装置、分娩監視装置、未熟児・新生児監視装置、自動視力計 等		
診断用機器	X線診断装置、デジタルフローラグラフィー、コンピュータードラジオグラフィー、ガンマカメラ、シングルフォトンエンミッションCT、ポジtronエンミッションCT、X線CT装置、超音波診断装置、MRI、医用テレビジョン、電子内視鏡、ファイバースコープ、サーモグラフィー、生体磁気計測装置、自動現像機等		
検体検査用機器	臨床化学検査装置、血液検査装置		
治療用機器	手術台、電気手術器、レーザ手術装置、超音波手術装置、人工呼吸器、麻酔器、低周波治療装置、マイクロ波治療装置、心細動除去装置、持続注入ポンプ、RI治療装置、粒子加速装置、ハイパーサーミア、レーザメス、内視鏡用レーザ装置、眼科用レーザ装置、結石破碎装置等		
歯科治療機器	歯科用ユニット、歯科治療台、歯科用X線装置、咬合音診断装置、超音波歯石除去装置、高周波金属溶解鋸造装置		
その他の医療関連機器	薬剤分包装置、殺菌機、滅菌器、オートクレーブ、保温器、電動式ベッド		
空調設備	温風扇房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類		
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備		
給排水・衛生・消防設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等		
昇降設備	エレベータ、エスカレーター、ダムウェータ		
情報処理装置・事務用機器	パソコンコンピュータ、コピー機、OAプリンタ、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ、モデム、ルーター		
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール		
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール		
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン、ナースコール設備、ドクターコール設備		
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス		
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫・冷凍庫(冷凍機を含みます)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスマーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェータ設備		
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火設備、制御装置、駐車券発行機・精算機		
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器		
倉庫機械設備	立体自動倉庫、ラック倉庫		
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・廃物焼却設備、ベルトコンベア、放送設備		
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備			

## 個人情報漏えい保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人情報漏えい特別約款（賠償責任担保部分）	<p>個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に對して保険金をお支払いします。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれに対応する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 (※1)賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (※2)個人情報の漏えいまたはそのおそれに対応して被害者以外の者が支出した費用について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、「費用損害担保部分」において支払う保険金の額と合算して、「費用損害担保部分」の支払限度額を限度とします。</p> <p>上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金&gt;支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>①保険契約者または被保険者の故意 ②保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行為 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人の身体の障害 ⑤他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑥記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑦保険期間の開始前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)は、その事由 ⑧クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的損害(※3) ⑨被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版 ⑩株価または売上高の変動</p> <p>(※3)クレジットカード番号等漏えい危険担保特約付帯の場合、⑧の規定は適用しません。</p>	
個人情報漏えい対応費用担保特約条項（費用損害担保部分）	<p>個人情報の漏えいまたはそのおそれに対応して、被保険者が事故対応期間(※)内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、被保険者が保険期間中に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者の公的機関に対する文書による届出もしくは報告等、または新聞、テレビ等の媒体による発表や報道により客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <p>(*)被保険者が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間</p> <p>次の費用のうち、事故対応を被保険者が行うために直接必要なもの(その額・使途が社会通念上妥当であるものに限ります。)に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①謝罪費用・会見費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明・謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)</p> <p>②事故対応・解決費用 ・事故原因の調査費用 ・他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ・通信費もしくは説明状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ・記名被保険者の使用者の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用者の交通費・宿泊費</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用 謝罪のために被害者に対して支出する見舞金、見舞品の購入費用。ただし被害者1名につき、500円を限度とします</p> <p>④コンサルティング・弁護士報酬費用 事故に関して支出する次の費用。ただし、保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限ります ・コンサルティング費用。ただし、1事故につき500万円を限度とします。(費用損害担保部分の支払限度額が500万円未満の場合、他の費用損害と合算して費用損害担保部分の支払限度額が限度となります) ・弁護士報酬(顧問弁護士や社内弁護士に対するものを除く)</p> <p>損害額の合計額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>前記「個人情報漏えい特別約款(賠償責任担保部分)」の①～⑥のほか、以下の事由となります。</p> <p>①記名被保険者の役員に対する報酬または給与 ②ネットワークを構成する機器・設備について修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用(被保険者が直接支出したものであるか、または法律上の損害賠償金として負担したかどうかを問いません)</p> <p>③事故対応期間経過後に支出された費用</p>	

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
e-リスク担保特約条項（オプション）	<p>被保険者による対象業務(*1)の遂行に伴い、次の事由により発生した事故(*2)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金をお支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コンピュータ・ウィルスの感染</li> <li>②第三者による不正アクセス</li> <li>③被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵(かし)。瑕疵とは、次のいずれかに該当するものをいいます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.電子情報の構成が、予定されたフォーマット(記録形式)に則っていないこと。</li> <li>イ.電子情報の内容が、予定された内容と異なっていること(送付先情報が異なる場合を含みます)。</li> <li>ウ.電子情報の完全性が損なわれていること(一部であるか全部であるかにかかわらず、電子情報が作成された時点のものと一致していないことをいいます)。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、保険金をお支払いするのは、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。</p> <p>(*1)ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。</p> <p>(*2)他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害をいいます。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。</p>	<p>法律上の損害保険金について支払う保険金の額は左記個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)記載の「お支払いする保険金」と同様です。ただし、法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)および法人情報漏えい担保特約条項(この保険契約に付帯されている場合に限ります。)に基づいて支払う保険金の額と合算してご加入タイプの個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)の支払限度額を限度に保険金をお支払います。</p> <p>免責金額はご加入タイプの個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)の免責金額と同じです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)。</li> <li>②電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます)。</li> <li>③ソフトウェア開発またはプログラム作成</li> <li>④対象業務の結果を利用して製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合</li> <li>⑤対象業務の履行不能または履行遅滞</li> <li>⑥被保険者の支払不能または破産</li> <li>⑦被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合</li> <li>⑧被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合</li> <li>⑨業務の結果を保証することにより加重された賠償責任</li> <li>⑩被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任</li> </ul> <p>等</p>
法人情報漏えい担保特約条項（オプション）	<p>次の損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人情報の漏えいまたはそのおそれ(以下、この特約において「事故」といいます)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償損害)</li> <li>②事故に起因して被保険者が事故対応期間(*)内に生じた法人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害(費用損害)</li> </ul> <p>保険金をお支払いするのは、上記①または②の損害について、それぞれ次の場合に限ります。</p> <p>賠償損害：事故に起因する損害賠償請求(以下「請求」といいます)が保険期間中になされた場合</p> <p>費用損害：被保険者が保険期間中に事故を発見し、そのことが次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります)</li> <li>イ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道</li> <li>ウ.被害法人に対する詫び状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由</li> </ul> <p>(*)被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。</p>	<p>法律上の損害保険金について支払う保険金の額は1請求・保険期間中につき次のいずれかの低い方の金額とします。ただし、個人情報漏えい特別約款に基づいて支払う保険金の額(当会社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)および法人情報漏えい担保特約条項(この保険契約に付帯されている場合に限ります。)に基づいて支払う保険金の額と合算してご加入タイプの個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)の支払限度額を限度に保険金をお支払います。</p> <p>a.個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)の支払限度額 b.一億円</p> <p>費用保険金の支払限度額については左記「個人情報漏えい特別約款(費用損害保険担保部分)」の支払限度額を限度とします。</p> <p>免責金額はご加入タイプの個人情報漏えい特別約款(賠償責任保険担保部分)の免責金額と同じです。</p>	<p>賠償損害について、次の事由等に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下</li> <li>②被保険者が他人に法人情報を提供または取り扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにつながった場合</li> <li>③基本契約の賠償責任保険担保部分でお支払いの対象とならない事由</li> </ul> <p>費用損害について、次の事由等に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が他人に法人情報を提供または取り扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにつながった場合</li> <li>②基本契約の費用損害保険担保部分でお支払いの対象とならない事由</li> </ul> <p>等</p>

## 医療機関向け役員賠償責任保険

	お支払いする 保険金(補償項目)	保険金をお支払いする場合 (「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通:保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		保険金をお支払いできない主な場合
			日本国内	日本国外	
役員(個人被保険者)に関する補償	法律上の損害賠償金	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しております。 詳細は、契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款でご確認ください。
	争訟費用	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限ります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。</li> <li>・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由</li> <li>・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する対象事由</li> <li>・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する対象事由</li> <li>・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することに合理的に予想される状況に限ります。)を知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由</li> </ul>
	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事由は、すべての被保険者に適用されます。</li> <li>・加入者票記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由</li> <li>・初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由</li> <li>・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由</li> <li>・戦争、内乱、変乱、暴動、騒擾、その他の事変に起因する対象事由</li> <li>・汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿(アスベスト)の有害な特性等に起因する対象事由</li> <li>・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求(*1)(*2)</li> </ul>
	公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき記名法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をいい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。	<input type="radio"/>		
	財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をいい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。	<input type="radio"/>		
法人に関する補償	信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	法人補償	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (保険期間中に「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	<input type="checkbox"/>		「役員に関する補償」と同じ
法人に関する補償	法人内調査費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う法人内調査(※1)を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (※1)この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限ります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(※1)個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害(個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。)については補償対象です。</li> <li>(※2)雇用関連損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金・争訟費用に限りません。)については補償対象となります。ただし、侵害行為のうちセクハラ・パワハラ・マタハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。(※3)</li> <li>(※3)社内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。(※4)</li> <li>(※4)身体の障害または精神的苦痛について、個人被保険者が負担する損害賠償請求については補償対象となります。</li> </ul>
	第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	提訴請求対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または提訴請求がなされた場合に、法人がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をいい、法人が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を社員に通知するために負担した費用を含みます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(次頁へ続く)

	お支払いする 保険金(補償項目)	保険金をお支払いする場合 (「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通:保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		保険金をお支払いできない主な場合
			日本国内	日本国外	
法人に関する補償  法人費用	危機管理コンサルティング費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策につき、コンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために法人が負担した費用をいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(前頁より) ・法人に対して有価証券損害賠償請求がなされたことにより法人が以下を負担することによって被る損害 ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③危機管理コンサルティング費用 ④危機管理対策実施費用 ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由 ①法人が第三者と合併すること、または法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。 ②第三者が、法人の総社員の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。 (保険契約者または被保険者が上記の取引が行われた事實を遅滞なく引受保険会社に対して書面により通知し、引受保険会社が書面により承認した場合を除きます。) ・次の損害 ①税金、罰金、料金、過料、課徴金 ②法令上保険適用が認められない損害 ③汚染浄化費用またはこれによる損害 ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
	危機管理対策実施費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために法人が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。 ア. 法人に対する提訴請求または個人被保険者に対する社員代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ. 社員等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ. アおよびイのほか、引受保険会社の同意を得て負担した費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	訴訟告知受理に関する公告・通知費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)医療法その他の法令の規定に基づき、法人が役員に対する社員代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または社員に通知するため法人が負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>		等 当社は、個人被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、④に規定する損害賠償請求については、個人被保険者ごとに個別に判断するものとします。 ①個人被保険者である役員の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求 ②会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、会社に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求 ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。 1. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。 ③他の個人被保険者からなされた損害賠償請求 ④個人被保険者の行った医療行為に起因する損害賠償請求
	法人補助参加調査費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加(日本国内において個人被保険者に対して提起された社員代表訴訟に対し、医療法その他の法令の規定に基づき、各監査役、各監査等委員または各監査委員等の同意を得て、個人被保険者を補助するために法人が訴訟参加することをいいます。)すべきかどうかについて調査を行うために法人が負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>		
	法人補助参加費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加することによって法人が負担した争訟費用をいいます。	<input type="radio"/>		
	文書提出命令対応費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために法人が負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>		
	役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)医療法その他の法令の規定に基づき、取締役会等が役員について責任免除の決議を行ったときに、法人がその旨を公告し、または社員に通知するため法人が負担した費用をいいます。	<input type="radio"/>		
その他 の 補 償	緊急費用	次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償・法人補償に関する補償について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後に同意すること。			
	法人外役員向け上乗せ補償(追加支払限度額)	法人外役員について、法人外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての法人外役員に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。)			
	役員の相続人向け上乗せ補償(追加支払限度額)	役員の相続人について、役員の相続人ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。)			

## 現金・小切手運送保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
現金・小切手運送保険	<p>(1)日本国内における「輸送中」または「保管中」の「現金・小切手」につき盗難・滅失その他すべての偶然な事故により被保険者が被った財産上の直接損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>(2)次の費用の損害に対して保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公示催告および除権決定の手続きに要した費用</li> <li>②保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料</li> <li>③遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票記載の支払限度額の20%をもって限度とします</li> <li>④再作成された場合は、それに要した費用</li> </ul> <p>(3)貨物の損害に対する保険金 被保険者が被る財産上の直接損害に対して支払う保険金</p> <p>(4)損害防止費用 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。</p> <p>(5)請求権の保全・行使手続費用 請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用</p> <p>(6)救助料 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬</p> <p>(7)継搬費用 貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者票記載の仕向地へ輸送するために要した費用(ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます)</p> <p>(8)共同海損分担額 運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額</p> <p>(9)公示催告・除権決定等の手続きに要した費用 公示催告および除権決定の手続きに要した費用(異議申立提供金を含みます)</p> <p>(10)再発行費用 遺失物法に基づく報労金 遺失物法に基づき、東京海上日動の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票に記載される支払限度額の20%が限度となります。</p> <p>(11)再発行費用 小切手類の再発行に要した費用</p>	<p>(12)次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足</li> <li>②携行中の置き忘れまたは紛失</li> <li>③「取引相手」による詐欺</li> <li>④帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い</li> <li>⑤「現金・小切手」の偽造、変造、模造または贋造</li> <li>⑥債権の回収不能、不渡りその他の信用危険または市場価値の下落</li> <li>⑦身代金の支払い</li> <li>⑧恐喝</li> <li>⑨保険契約者、被保険者または金融機関を含むすべての第三者が使用するコンピュータシステムおよび機器(ATM等のオンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます)等</li> </ul>	

## 医療廃棄物排出事業者責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療廃棄物排出事業者責任保険	<p>医療機関等が適正な廃棄物処理手続を行ったにもかかわらず、委託した産業廃棄物処理業者(所定の収集運搬業者や廃棄物処理業者)が産業廃棄物を不法投棄し、その結果生じた環境汚染により、被保険者(※1)である医療機関等が、「廃棄物の処理および清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」といいます)」等の法令に基づき汚染浄化費用の支出等を命じられた場合や、投棄廃棄物周辺の住民等の他人に身体の障害・財物損壊等(※2)を生じさせたことに対して損害賠償請求がなされたことによって法律上の賠償責任を負担すること(※3)により被った損害に対して保険金をお支払いたします。ただし、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合(※4)に限りません。</p> <p>(※1)当保険の補償を受けることが出来る方をいいます。記名被保険者である医療機関の他、その役員・使用者も被保険者に含まれます。</p> <p>(※2)「財物の損壊等」とは、財物の滅失・破損・汚損、財物の使用不能、漁業権・入漁権の侵害をいい、「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に基づき被保険者が汚染浄化費用の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命じられた場合も財物の損壊等が生じたとみなします。</p> <p>(※3)汚染浄化費用支出等の命令については、その命令に基づき汚染浄化費用を負担することをもって、法律上の賠償責任を負担するものとみなします。</p> <p>(※4)汚染浄化費用支出等の命令については、廃棄物処理法等に基づく命令またはこれに準ずるものとの受理をもって、損害賠償請求がなされたとみなします。</p> <p>(1)お支払いする保険金の種類</p> <p>(2)被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合</p> <p>(3)被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合</p> <p>(4)被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合</p> <p>(5)被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしていた場合</p> <p>(6)被保険者が廃棄物処理を委託した後、廃棄物処理法に定める産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の最終処分の確認を故意・重過失により怠った場合</p> <p>(7)廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票の写しの保存義務違反の場合</p> <p>(8)廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物保管基準を含みます)の違反または廃棄物処理法もしくはその他の法令により罰則が適用されるべき行為による損害、および罰金、料金または過料に起因する損害</p> <p>(9)被保険者が所有、使用または管理する施設内で生じた環境汚染により被る損害</p> <p>(10)不動産価格の下落に起因する賠償責任</p> <p>(11)一連の廃棄物処理に関与した者、またはその役員もしくは従業員(過去に役員または従業員であった者を含みます。)からなされた損害賠償請求</p> <p>(12)記名被保険者の役員や使用者が業務に従事中に、環境汚染にさらされた結果被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>(13)初年度契約の保険期間の開始日前に被保険者から産業廃棄物処理業者に引き渡され、または収集・運搬・処分を委託された産業廃棄物に起因する損害</p> <p>(14)地震、噴火、洪水、高潮または津波</p> <p>(15)医学・科学・産業の利用に供されるラジオ・アイソotopeによるものを除く原子核反応・原子核の崩壊</p> <p>(16)悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任</p>	<p>(1)被保険者が自ら不法投棄を行った場合</p> <p>(2)被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合</p> <p>(3)被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合</p> <p>(4)被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合</p> <p>(5)被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしていた場合</p> <p>(6)被保険者が廃棄物処理を委託した後、廃棄物処理法に定める産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の最終処分の確認を故意・重過失により怠った場合</p> <p>(7)廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票の写しの保存義務違反の場合</p> <p>(8)廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物保管基準を含みます)の違反または廃棄物処理法もしくはその他の法令により罰則が適用されるべき行為による損害、および罰金、料金または過料に起因する損害</p> <p>(9)被保険者が所有、使用または管理する施設内で生じた環境汚染により被る損害</p> <p>(10)不動産価格の下落に起因する賠償責任</p> <p>(11)一連の廃棄物処理に関与した者、またはその役員もしくは従業員(過去に役員または従業員であった者を含みます。)からなされた損害賠償請求</p> <p>(12)記名被保険者の役員や使用者が業務に従事中に、環境汚染にさらされた結果被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>(13)初年度契約の保険期間の開始日前に被保険者から産業廃棄物処理業者に引き渡され、または収集・運搬・処分を委託された産業廃棄物に起因する損害</p> <p>(14)地震、噴火、洪水、高潮または津波</p> <p>(15)医学・科学・産業の利用に供されるラジオ・アイソotopeによるものを除く原子核反応・原子核の崩壊</p> <p>(16)悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任</p>	

## ご注意事項

(下記の事項は経営ダブルアシスト、長期休業補償制度、連帯保証人代行制度スマホス、職員総合補償制度には適用されません。  
経営ダブルアシスト、長期休業補償制度、連帯保証人代行制度スマホス、職員総合補償制度のご注意事項は別途専用パンフレットをご参照下さい。)

### ◆ご加入の際のご注意

1.告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがございます。

#### 2.通知義務:

■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、個人情報漏えい保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■産業医等活動保険、介護サービス事業者賠償責任保険、医療機関向け役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

■医療事故調査費用保険、現金・小切手運送保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

■医療施設機械補償保険の場合  
ご加入の後、次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

#### ○保険の対象の用途または仕様を変更すること。

○上記のほか、加入依頼書の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。

3.他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。

ただし、医療施設機械補償保険の場合、他の保険契約等の内容によっては、上記の支払い方法と異なる場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

4.補償の重複に関するご注意  
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されます。いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額などをご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

5.引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国人法(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として80%「破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%」まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

\*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6.医療施設機械補償保険について、質権を設定される場合は、引受保険会社まで個別にご相談ください。

7.取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と締結された契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

8.本契約は一般社団法人 全日病厚生会を保険契約者とし、一般社団法人 全日病厚生会会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、現金・小切手運送保険、環境汚染賠償責任保険、個人情報漏えい保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、一般社団法人 全日病厚生会が有します。

9.本契約の保険期間は2021年2月1日午後4時から2022年2月1日午後4時です(中途加入の補償開始日は異なります)。

10.このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、現金・小切手運送保険、環境汚染賠償責任保険、個人情報漏えい保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきまますようお願い申し上げます。現金・小切手運送保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

11.医療施設機械補償保険および現金・小切手運送保険につきましては、それぞれ「テロ危険不担保特約条項」、「テロ危険免責特別約款」を付帯してお引き受けすることとなります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

12.加入者票:加入者票が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

#### 13.重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

### ◆もしも事故が起きたときは

#### ■医師賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

#### ■医療施設賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険、個人情報漏えい保険の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

#### ■医療機関向け役員賠償責任保険の場合

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。

対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますので、ご注意ください。

#### ■医療施設機械補償保険の場合

損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります)。

#### ■医療事故調査費用保険の場合

ご契約者または被保険者が、医療事故の発生を知ったときは、遅滞なく、医療事故調査の対象となる医療事故発生の日時・場所および具体的な内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

#### ■現金・小切手運送保険の場合

遅滞なく警察署、郵便局、各金融機関等への届出を行い、事故に関する証明の取得を行ってください。また、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。必要な手続きに関してご説明およびご相談させていただきます。

#### ●保険金請求の際のご注意(医療施設機械補償保険、現金・小切手運送保険、医療事故調査費用保険を除きます)

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。

### ◆示談交渉サービスはございません

この保険には、賠償事故の際に保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないので、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。